

## 第一百五十六回

## 参議院個人情報の保護に関する特別委員会会議録第八号

平成十五年五月二十日(火曜日)  
午前十時開会

## 委員の異動

五月十九日

## 辞任

川橋 幸子君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

山口那津男君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

出席者は左のとおり。

## 委員長

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

宮本 岳志君

有馬 朗人君

入澤 肇君

狩野 伸君

柏村 小林

世耕 弘成君

田村 公平君

野上浩太郎君

保坂 三藏君

山下 栄一君

辻 泰弘君

高嶋 良充君

内藤 正光君

藤原 正司君

魚住裕一郎君

山下 栄一君

山本 保君

尾辻 秀久君

常田 芳正君

林 享詳君

若林 正俊君

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

この現行法がこのたび全部改正されることになったわけであります。そのことの意義は、IT社会にありまして、技術が人々の想像もできない速さで進む中、行政機関の保有する個人情報の取扱いにこれまで以上に国民が関心を寄せているるで、非常に大きいものがあると思います。

を裏付ける制度を行政機関の側でも構築する必要がある。つまり親法であります基本法制を裏付けの制度を構築する必要があるということです。

さらに、同じく対象にかかる限りまして、現行法では法の対象となる個人情報は、現行法の名称からもうかがわれますように、電子計算機処理情報であります。しかしながら、本法案はこれを紙等の媒体に記録されている情報、いわゆるマニュアル処理情報にまで拡大しております。

ることになる。相当性という概念は、確かに不確定な法概念でござりますけれども、しかしながら、第三者から見て客観的に相当でなければならぬし、また、何が相当かということは、行政手続法というものの存在を前提としますと、一定の基準も必要となつてまいりますし、さらに、今後

10 of 10

以下、最初に、行政機関個人情報保護法制を構築する場合の基本的視点、次いで、個人情報の保護という観点から、このたびの法案が現行法よりもどこが充実し強化されているかという点、第三に、個人情報の保護に関する法案と官民の比較という意味でどうかという点についてお話しし、最後に、今国会の審議等で議論された若干の論点につきまして、外国法との比較の観点から意見を述べたいと思います。

お手元に一枚紙でありますか A4のレンジメがお配りしてございますので、それに基づいてお話をさせていただきたいと存じます。

行政機関法制を見直す場合の基本的視点といふものを振り返っておきますと、レジュメに四点ほど挙げておきましたようなことにならうかと存じます。まず第一は、現行法の課題を見直す、そして行政部門のIT化における基本理念を裏付ける必要性、三番目に、個人情報保護法案第四章の義務規定との整合性、四番目に、情報公開法制定時の課題の解決と、四つ挙げておきたいです。

逐一説明をさせていただきます。  
まず第一に、現行法はその制定時の附帯決議にも見られるような改善すべき点を持っておりました。従来の法制がそのような課題を残していたということに加えまして、民間部門ばかりではなく行政部門においても電子政府を進める中でIT化が急速に進んでおり、これに対応する個人情報保護法を整備する必要がある、行政機関の側でも整備する必要があるということでございます。

を裏付ける制度を行政機関の側でも構築する必要がある。つまり親法であります基本法制を裏付けする制度を構築する必要があるということです。

そして、第三番目に、個人情報取扱事業者の義務等について規定しました基本法制の第四章との整合性を確保する必要もあると思います。

それから最後、第四番目に、情報公開法制定時からの、行政改革委員会情報公開部会でも課題とされました個人情報のいわゆる本人開示の問題を解決する必要があります。

このようないつた四つの課題に今立ち向かうという視点から本法案を見ると、当初の目的は達成されているのではないかと私は評価しております。

さてそこで、第二番目に、それでは現行法よりもどのような点が充実強化されたかという点についてお話をさせていただきます。

現行法と法案とが異なる点は多々ござりますけれども、ここでは現行法より良くなつたと評価できる主な点のみ指摘したいと思います。それは以下のとおりでございます。

最も重要なことは、レジュメにも書いてござりますように、「現行法より充実強化される点」というところでございますけれども、以下のようなことがあります。

まず第一には、その保護及び対象となる個人情報が拡大されると、第二に、その開示請求権の充実強化と訂正及び利用停止請求権というものが明記されたということになります。

まず、前者のその対象の拡大ということでございますけれども、例えば、個人識別性における他の情報との照合において、個人情報保護法基本法とは異なり、照合の容易性というものを要求しておりません。これは、基本法制の方が民間部門の負担や利用を考慮して対象個人情報に一定の制限を加えていると、それに対し、公的部門を対象とする行政機関個人情報保護法がより厳格な個人情報保護を目指しているためであるということが言えます。

さらに、同じく対象にかかる限りとして、現行法では法の対象となる個人情報は、現行法の名称からもうかがわれますように、電子計算機処理情報であります。しかしながら、本法案はこれを紙等の媒体に記録されている情報、いわゆるマニユアル処理情報にまで拡大しております。

それから、後者の開示請求権というものの充実化について申しますれば、現行法は個人情報ファイル簿に掲載され公表された処理情報のみを対象とする開示請求制度を設けておりますが、本法案は、行政機関が保有する情報の開示を拡大するという観点から、開示請求の対象情報を行政機関情報公開法の行政文書に記録されている個人情報に一致させ、拡大しております。その上で、例えば、従来地方自治体の条例等で問題となつておりますが、現行法は開示請求の適用除外としております。教育情報、医療情報についても、それを請求の対象に含めたわけであります。自己情報の開示の要望にこたえるという意味で、先ほど申し上げました情報公開法制定時の宿題にこたえたものと言えどもと思ひます。

そして、訂正等の請求が権利として明記されました。さらに、訂正等がなされた旨の通知に関する規定も置かれております。これに加えて、利用停止等の請求権が保障されております。これらとの、開示、訂正、利用停止等の決定等は言うまでもなく行政の処分、いわゆる行政処分でございますから、行政不服審査あるいは行政事件訴訟で争うことができるわけです。不服申立ての段階では、いわゆる行政訴訟の不服申立ての段階では、これは情報公開・個人情報保護審査会への諮問が義務付けられているわけでございまして、これも権利救済の在り方として大きな意味を持つことよろかと思われます。

このほかに、本法案は、例えは利用目的変更の範囲の限定もしております。現行法にはこれは明記されておりませんが、所掌事務の範囲内であれば変更可能であると解釈されてきたものであります。これが相当の関連性、相当性という縛りを受

ることになる。相当性という概念は、確かに不確定な法概念でござりますけれども、しかしながら、第三者から見て客観的に相当でなければならないし、また、何が相当かということは、行政手続法というものの存在を前提としますと、一定の基準も必要となつてまいりますし、さらに、今後の運用の中で情報公開・個人情報保護審査会による検証を受けていくことになるわけです。

さらにもう一つ、現行法では責務規定、努力義務規定にとどまっております安全確保措置が、本法案では義務規定に強化されております。この点は、個人情報保護の問題と言われるものが多くが、実は多くの国との比較においても、また我が国の近時の動向にかんがみましても、実はセキュリティーライターの問題である。セキュリティーライターであるということを考えると、義務規定化といふのは大きな意味を持つのではないかと考えます。

このような点に、その主な点だけを取り上げました。法案というものは現行法を大幅に拡充強化していると評価できるのではないかと考えております。

それから三番目に、レジュメの三二ほつのところでございますけれども、官民の比較という点からこの法律を眺めてみたいと存じます。

まず、官民の個人情報保有の実態ということですがございますけれども、私、これを調べる機会がございまして、システム監査関係の白書を見ておりましたら、それは回答が七百数十件の事業体に限られている、回収率が七百数十のアンケート調査でございますが、その程度の調査でございまして、回答事業体のうちの三〇%近くは百万件以上の個人情報を民間部門一社当たり持つております。これが我が国全体となれば決して民間部門が少ないとは言えないのではないかと思っております。

また、欧米におきましては既に、EU指令を作りその前段階から、次のような例えを使いまして個人情報保護が民間部門でも重要だということが言われております。すなわち、個人情報保護を

---

侵害しようとする者は国勢調査員の灰色の服を着てやつてくるのではなくて、非常にカラフルで魅力的な装いをしてくる、そういう民間部門でこそ危険であるという認識を示しているわけあります。

ただ、それでも、本法案、行政機関法との関係で申しますと、それでも行政機関というのは公権力を行使して行政情報を収集し得る立場にあるわけです。重要な行政情報を大量に保有していることも事実でございます。したがって、その意味で、民間以上に厳格な個人情報保護法制を内容とする立法政策が取られるべきであるわけです。民間部門と申しますのは、自主規制にゆだねるところの多いミニマムな規制、公的部門はできる限り法律で厳格に規制するということであります。その点に行政機関個人情報保護法案の意義もあるうかと存じます。

そこで、一般の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案と基本法制であります個人情報の保護に関する法律案の個人情報取扱事業者に対する規制を比べてみたいと思います。そうしますと、やはり官に厳しい内容になつてていると言つてよいのではないかと思います。

まず第一に、民間部門では、一定規模以上の体

系的に整理された個人情報、すなわち、主としてデータベース化された個人情報が対象となるのにとどまっているのに対しまして、行政機関の場合

は、いわゆる情報公開法の場合と同じで、組織共にいう前提で、組織として共有する個人情報がすべて対象になる。ですから、体系化されずに紙の文書として散在しているいわゆる散在情報まで含まれると、この実務上の意義は非常に大きいのではないかと思います。

第二に、民間の場合はファイル管理簿というものの作成義務はありませんが、行政機関は、個別のファイル単位で、名称でありますとか利用目的でありますとか記録項目、提供先等を記載したファイル管理簿の作成、公表が義務付けられています。

加えまして、救済制度につきまして、行政機関の場合には、先ほど申し上げましたように不服審査法に基づく不服申立て制度がある。そして、第三者機関であるところの情報公開・個人情報保護審査会に諮問されるという仕組みになつていて。これは情報公開法の実際の運用を考えると大きな意味を持つていているのではないかと思うわけであります。

それから罰則について考えてみると、民間の場合、助言がありまして、勧告がある。それでも駄目なら命令が来ると。最後に罰則が来るという間接罰の仕組みになつております。これに対しまして、行政機関の職員の場合は直罰である。間接罰か直罰かということも大きな差異があるのではないかと思います。

その他、先ほどの識別性のお話でありますとか、データベースであるものについて行政機関の場合は総務大臣への通知の義務があるとかといったような点も厳しくなっていると思います。このように見てみると、官にも厳しいものになつてゐるのではないかと評価できるかと思いま

す。

それから最後に、若干の論点につきまして、これまで国会における先生方の審議の中で問題とされております論点について、諸外国との比較を交えて意見を述べさせていただきます。

時間の関係でごく簡単にになりますけれども、例えは自己情報コントロール権ということにつきましては、これは我が国の場合も実質上保護されているということと、明文でこの言葉を用いるといふことになりますと、例えば諸外国でも用いています。されど、御存じのように、今日のように文房具、コンピューターが文房具のようになつていると事前に管理することは難しいと。それよりは、現場に近い管理者というものを置きまして、現場に近い管理者を、企業でも行政機関でも個人情報保護担当官といったような方を置いて実際の問題の処理に当たらせるという方向に向かっていることになりますと、例えば諸外国でも用いています。されど、この実務上の意義は非常に大きいのではないかと思います。

第二に、民間の場合はファイル管理簿という

すけれども、ドイツやイギリスではそのような考

え方は一般的ではないと。さらに、実務的な観点から申しますと、EU指令において相当な例外規定が整備されているということを指摘しておかなければならぬと思います。

それから、データのマッチングの問題でござい

ますけれども、これは、確かにアメリカの一九八八年法というのがございますけれども、ただ今日

ク社会に對応する方向で運用されているという

点、これはやむを得ないと考えられている点が重

要ではないかと思います。

それから最後に第三者機関とその役割とい

うことですけれども、これについても第三者機関と

いうことで、例えば欧米の第三者機関などの場合

は、新たな問題にオンブズマン的に政策的な見解

を表明したり、あるいは事後的に苦情処理を行

うことで、例えは欧米の第三者機関などの場合

は、初めは北欧等あるいはフランス等でファイル

を管理できる、コンピューターの数が少なかった

ですから管理できるということから始まつた

ですけれども、御存じのように、今日のように文

房具、コンピューターが文房具のようになつてい

ると事前に管理することは難しいと。それより

は、現場に近い管理者というものを置きまして、

現場に近い管理者を、企業でも行政機関でも個人

情報保護担当官といったような方を置いて実際の

問題の処理に当たらせるという方向に向かってい

る、そういう傾向があると思います。

そのように、今幾つか外國の制度を御紹介いたしましたけれども、このようなものを見まして

思ひます。

時間が参ったようですので、私の意見陳述はこ

れで終わらせていただきます。どうも御清聴あり

がとうございました。(拍手)

○委員長(尾辻秀久君) 速記を起としてください。

○委員長(尾辻秀久君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

ありがとうございました。

○参考人(清水勉君) 弁護士の清水です。おはようございます。

私も資料を用意しておりますので、そちらを見

ていただきたいと思いますが、「住基ネットと個

人情報保護法案」政府は本当にIT国家をめざし

ているのか」というタイトルで書きました。今回

ここで議論されている法案というのは、昨年の八

月五日に稼働開始、今年の八月二十五日から第二

次稼働を始めます住民基本台帳ネットワークシス

テムと関連があるというふうに位置付けられて

ます。したがいまして、住基ネットの問題につい

て説明した上で、今かかっております法案につい

て説明したいと思います。

まず、昨年八月五日以降、住基法に基づく住基

ネットが稼働を開始しましたが、現在、福島県矢

祭町、東京都杉並区、中野区、国分寺市、国立市

が住基ネットに接続していません。横浜市は、住

基ネットへの参加を前提としながら、個人選択制

を採用しています。その理由の一つが、住民基本

台帳法附則一項二項の「個人情報の保護に万全を

期する」という前提ができるでない、個人情報保

護法案、行政機関個人情報保護法案さえ成立して

いないということが挙げられていました。

政府は、法案を国会に提出したことと政府とし

て万全を期したことになるというふうに説明を

と、このたびの行政機関情報保護法は、一九八八年の現行法を前提としましてかなり現代的なものになつていると評価してよろしいのではないかと

思います。

その意味で、私は、

このままでは、

それが

いけない

と思います。

それから、データのマッチングの問題でござい

ますけれども、これは、確かにアメリカの一九八八年法というのがございますけれども、ただ今日

ク社会に對応する方向で運用されているとい

う点、これはやむを得ないと考えられている点が重

要ではないかと思います。

それから最後に第三者機関とその役割とい

うことですけれども、これについても第三者機関と

いうことで、例えは欧米の第三者機関などの場合

は、初めは北欧等あるいはフランス等でファイル

を管理できる、コンピューターの数が少なかった

ですから管理できるということから始まつた

ですけれども、御存じのように、今日のように文

房具、コンピューターが文房具のようになつてい

ると事前に管理することは難しいと。それより

は、現場に近い管理者というものを置きまして、

現場に近い管理者を、企業でも行政機関でも個人

情報保護担当官といったような方を置いて実際の

問題の処理に当たらせるという方向に向かってい

る、そういう傾向があると思います。

そのように、今幾つか外國の制度を御紹介いた

しましたけれども、このようなものを見まして

思ひます。

時間が参ったようですので、私の意見陳述はこ

れで終わらせていただきます。どうも御清聴あり

がとうございました。(拍手)

参加していない自治体からの相談、あるいはこの八月二十五日の第二次稼働を迎えて不安を抱えている自治体、そいつたところから日弁連の方に相談が来ております。

個人情報保護法案を制定することというふうに附則の一項には書いておりません。保護に万全を期するというのは、字面の問題ではなくて実質を問題にしているわけです。個人情報保護という名称の法案を成立させるだけではなく、個人情報の保護に万全を期したことには名前を付けただけではないわけです。

九九年七月、八月時点で小渕総理が、個人情報の保護に万全を期することをどういうふうに考えていたかは非常に重要なことではあります。が、それがすべてではありません。重要なことは、今現在そしてこれから社会の現実を見据えて、個人情報の保護に万全を期するの中身をどういうふうに位置付けるかということを考えなければいけません。

法案の条文が個人情報の保護に万全を期するにふさわしいものでなければまずいけないわけです。この点、行政機関個人情報保護法案では極めて不十分だというふうに思います。藤原さん、先ほどおっしゃったように、現在ある法律に比べると私も確かに格段の進歩をしているというふうに思っております。相当この法案を作ってきた方が御苦労されたこともよく分かります。が、今の時代、これから時代に対応できるかということについては相当無理があるというふうに考えています。

民間の方の個人情報保護法案については、非現実的だというふうに理解をしております。法律の条文の字面だけではなく、実際の個人情報の管理の実情も、個人情報の保護に万全を期すると言えるものになつていなければいけないです。

あるいは自治体によっては単位で行つているところもありますが、非常にお粗末な状況です。自治体は悲惨とも言うべき事態にあります。

また、他方、住基ネットの管理は自治事務、地方自治法の二条八号で規定されておりますが、自治事務です。住基法は、市町村長と都道府県知事に適切な管理のための必要な措置を義務付けています。何が適切な管理か、何が必要な措置かは、うのが住民基本台帳法の解釈になるかと思います。

市町村長、都道府県知事が住民の個人データ保護の観点から責任を持って独自に判断すべきだといふいことの意味も持っています。

〔委員長退席、理事若林正俊君着席〕

今年の八月二十五日から全国の市町村で住基カードがスタートしますが、これは従来、自治体などで地域で発行されているプラスチックや紙のカードとは違います。ICカードです。住基カードの発行は住民からの申出があってするものですので、住民からの申込みがなければ、市町村は一枚も発行しなくてもいいという意味で選択の余地があります。

市町村で住基カード独自利用条例を制定しているところはほとんどありません。今日、資料に後ろの方に付けてあります、乙折りになつてある資料が、これは神奈川県ですけれども、実は総務省が四月十七日付けで全国の都道府県に全国の市町村の住基カードの関係経費等の実態調査というのを行つております。もう締切りは過ぎておりますので全国のはそろつていると思うんですが、私はたまたま神奈川県のが手元にあったのでお配りしましたけれども、これを見ても、これの一番は完璧だというのは、一体そのファイアウォールをどういうふうに理解しているのかというのを是非聞いていただきたいと思います。コンピューター技術者でファイアウォールがあるから完璧だと言う人がいたらば、是非そういう方にお話を伺いたい。ファイアウォールは完璧だというようなことを言われることが時々、総務大臣などから言われることがありますけれども、ファイアウォールは完璧だというのは、一体そのファイアウォールをどういうふうに理解しているのかというのを

会で予定しているところも一ヵ所だけ、それ以降予定しているところも一ヵ所だけ。大きな自治体である横浜市と川崎市ですが、これは裏側に書いてありますけれども、予定をしておりません。

また、住基カードの発行予定枚数というものが市でも四・六%、これが高い方だということになっています。いかにこの住基カードの発行予定枚数が少ないか、率が少ないかということは、住基ネットに関して非常に不安を抱いている、そういう自治体が今でも非常に多いということを表しています。

住基ネットそれから住基カードは、我々日弁連では税金の無駄遣いだというふうに考えております。自治体にとって必要な仕組みを作り、それに延々と金を掛けさせる仕組みというの是非常に問題があるだろうというふうに考えております。自治体はどこでも実は嫌気が差しております。それでも住基ネットから抜けないのは、法律があるからというだけのこの仮説のような言葉、それだけです。コンピューターネットワークが分かっている外国政府は、日本の住基ネットを目指していません。日本の政治と経済は世界からますます置き去りになるというのが我々の実感です。

また、ファイアウォールは完璧だというようなことを言われることが時々、総務大臣などから言います。

それは、今まで適用範囲が狭かったこともありますが、自「情報コントロール権」に頼るというのは、これから時代ではなおさらのこと無理があるかと思います。私としては、A、つまり個人情報の適正な管理と利用というものをしっかり作って、それを補完するものとしてB、自己情報コントロール権を位置付けるのが現実的だというふうに思います。その意味では、政府案、野党案とも

その情報を通さない完璧な壁とかそういうものではないのです。ファイアウォールがあるから完璧などというのであれば、それは諸外国すべてそれ実行しています。ファイアウォールがあるにもかかわらず防げないから問題なのです。いずれにしても、こんなことを言っているようでは世界が日本指すようなＩＴ国家に日本はなることはできません。

続きまして、個人情報保護法制ですが、藤原さんは基本的視点として四点挙げましたが、私の方では現在及びこれから個人情報保護で考えるべき視点というのはこんな点だらうというふうに考えております。決してバッティングするものではなくて切り口が違うというものです。

個人の権利利益を守るという点があると思います。それから行政の適正な運用、経済の活性化、国防衛 この四点が情報の管理、個人情報の管理において重要だというふうに思っております。

法の中心に何を据えるかであります、個人情報保護の適正な管理と利用という考え方と自己情報コントロール権と二つの考え方ができるのではないかというふうに思います。ＩＴ社会では個人情報を含めて情報処理速度が速過ぎて、しかも見えませんから、個人の力では自分を守り切れることはできません。実際にもほとんどの人は自己情報コントロール権の行使に熱心ではありません。恐らくこの部屋にいらっしゃる方で現在ある電算処理に関する個人情報保護法を使ったことがある方は私以外にはいないんじゃないでしょうか。藤原さん使っていないででしょう。使っていないと思いません。

にBに引きずられ過ぎているという感があります。また、それは本人の意思の位置付けが野党、与党の案に出て、重要な部分に出ていたのも問題かと思います。

つまり、実務家的に言うと、本人の同意というの非常に取るのが難しい、あるいは有効性などについて問題になる場面が非常に多いだけに、情報が高速で処理され利用されるという社会において本人同意というものを余り重要な位置付けをするはどうかという気がいたします。それはもちろん個人の利益を保護するということを否定する意味ではなくて、本人の同意に頼るのは問題があるということです。

で、民間に対する規制と行政に対する規制ですが、この政府案、野党案を見ても、どちらも個人の権利、自己情報コントロール権に引っ張られているかなという気がするんですが、実はこれは両者は本質的に違うのではないかという気がしています。民間の方については、民間は本来自由ですが、そのような事態も含めて極力自由を尊重することによって社会が活性化、進歩する面があります。また、他方で自由はささいな刺激にも萎縮することがあります。民間には基本的には市場原理が働くことがあります。民間は原則になります。法を根拠にした行政が原則になります。法を根拠にした行為しかできません。今、自衛官の募集に関する住基台帳の利用が問題になるのも、法に根拠があるかどうか、集めることはおよそいけないと言っているのではなくて、法に基づいた手続が行われているかどうかが重要になっているわけです。ここには本来的な自由はありません。法を執行する強制機関です。有無を言わざす法を執行する機関であります。そして、市場原理はここには働きません。彼ら不人気であろうがやるべきことはやらなければいけません。

保護法制の在り方への反映ですが、民間の一般的規制が問題なのは、自由に対する萎縮効果が計

り知れること、行政機関は市場原理が働かないだけに法によるコントロールが必要である、この違いが第三者機関による監視の必要性の有無に連動していくというふうに考えます。

つまり、我々日弁連では、基本的に行政機関についてのみ第三者機関が必要だというふうに考えておりまして、民間の方については個別分野の法制の作り方によってそれは第三者機関が必要なのか、各監督省庁がやるのかということは考えていればよいものだというふうに考えています。

個人情報保護法ですが、コンピューターネットワークを十分に意識しているかどうかは疑問です。一律規制を必要としている社会事情、立法事実はないというふうに考えます。

典型的には、死者の個人情報についてまず申し上げますが、保護の対象として生存する個人に関する情報というふうに限定しているのは、これはふうに定義した上で、それに亡くなった人の情報も含むかということは解釈論として展開することはできますが、逆に、生存する個人に関する情報と書いてしまいますと、死んだ人の情報は入らないといふことを明確に意識していることになります。しかし、正確性の確保や適正な管理が必要になります。死なるのは生きている個人か死んでいるかということがで違いがないはずです。本人が死んだ途端、個人情報保護法の対象から外れるという仕組みはどうかというふうに思います。また、医療情報、遺伝子情報などが法規制のらち外になるのはおかしいのではないかというふうに思います。

規制の対象としては個人情報取扱事業者ですが、「個人情報データベース等を所有している必要はなく、用に供していればよいわけで、端的に言えば、多くの人の個人情報を扱っている人くらいの意味になるわけです。だれにでも簡単に膨大な個人情報の蓄積、利用ができるてしまう今日の社会、あるいはますこれからはそうなるわけですけれども、その規制が問題なのは、自由に対する萎縮効果が計ります。だからこそ我々は第三者機関が必要ではないかというふうに考えるわけです。あの場合は、外部提供されたことが本人に分かりません。外部提供されたことが事後的にチェックをするにしても、変わったことが、第三者が相当であるか必要性があるかということは判断した本人が知るのみというような仕組みになってしまっておりまして、それは事後的に使用者或提供されていることが本人は分からぬわけですから、裁判になるような場面というのは起こりにくいのではないかと思います。

そういうことも含めて、第三者機関が必要だと。これは決して行政の効率性を否定するわけではありません。むしろこの昨今、ここでも取り上げております自衛官募集のための住基台帳情報提供事例などに表れるように、あいつた問題が起こらないようにするためにも必要なんだろうというふうに思っております。

それから、日弁連としましては、先ほど藤原さんが種々説明していただきいた権利の充実という面につきまして、この実効性を持たせるためには裁判を起こしやすいようにする仕組みにしなければいけないというふうに考えております。情報公開法には、訴訟管轄について、高裁の所在地の地裁判訴できるということを規定していただきましたが、是非こちらの個人情報保護法案においても、訴訟管轄、この部分については是非入れたいと思います。詳しく述べますと、お時間がなければまた説明したいと思います。

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。

【参考意見】  
〔理事若林正俊君退席、委員長着席〕  
それから(5)で、報告の徴収等による等について書きましたけれども、ここでは主務大臣がその権限行使に当たって実質的な制限がありません。必要な限度においてというふうな書き方をしておりますので、つまりこれは必要だと思えば必要だということになって、トートロジーのようなことで、裁判になった場合でも恐らくこの必要な限度というのは、相当ひどい乱用にわたらない限りは必要な限度ということで裁判所は認めるはずで、認められるか分からず、助言されるか分からずということことで、それ以前、それ以降の勧告などに行く以前に萎縮効果を大きく、萎縮効果が起きてしまうのではないかという気がいたします。

行政機関の個人情報保護法案の方についても幾つか指摘しておきたいと思うんですけれども、こちらについてはやはり法による行政という観点からしっかりと仕組みが必要で、確かに現行法に比べるとこの法案は格段の進歩をしているといふふうに思います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野上浩太郎君　おはようございます。自由民主  
　　党の野上浩太郎でございます。  
　　座ったままの質疑ということでございますので  
　　座ったまま失礼をいたしたいと思いますが、本日  
　　は、二人の参考人におかれましては大変お忙しい  
　　中御出席をいただきまして、貴重な御意見を承ら  
　　させていただきまして、本当に心から感謝を申し  
　　上げたいと思います。

今日の午前の部は、主に行政に係る個人情報保護に関する議論ということをございます。大変限

られた時間でございますので早速質問に入らせていただきたいと思いますが、まず、ちょっと、多少この法条自体から離れる部分もあるんですが、今般の台湾人医師に係るSARSの問題に対応するいわゆる情報管理ですかと対応についてちょっと両参考人にお聞きをしたいと思うんですが、この一連の対応の中で、若干後れは取ったものの、最終的には施設名ですかとホテル名というものは公表をされたわけでございまして、この対応については私自身も評価をしたいというふうに思っておるんですが、しかし報道によりますと、当初の厚生労働省の通達というものは、ホテル名ですとか施設名というものは公表しないという方針が示されておりました。しかし、その間、地元いろいろ対応に当たつておりました自治体から、やはりしっかりと対応するためにはそういうものを公表していくなければなかなか対応し切れないというような要請もございましたし、最終的にはホテル側自身が英断をした、公表をしてくれという英断をしたというようなことも加わって、一気に公開基準が緩和をされたというような方向があつたわけでございます。

なというふうに思うわけでございますが、そこで、今般のSARS問題に関する行政の情報管理ですとか対応について、これは直接法案に関係ない部分もございますので、感想なり御見解をお聞きしたいとの、また国家的な緊急事態におけるそういう情報公開と情報保護、情報管理の在り方にについてどのような御見解をお持ちであるか、両参考人にお聞きをしたいと思います。

○参考人(藤原靜雄君) それではお答えいたします。

今回のSARSの件に関連して、情報提供施策及び情報管理についてどのような感想を持つかと、いう御質問ですけれども、私はこの事件の報道を追つておりまして、また、今、先生からの御質問を伺つて、0157の事件を思い起こしました。私は、0157事件についての東京と大阪で裁判が起これまして、それに対する損害賠償請求事件の判例評釈を書いたことがござりますけれども、つい最近書いたんですけども、ちょうどあれと似ているかなという感じがいたしました。つまり、緊急時に情報を出すのが遅れるとその分被害は拡大する、しかしながら、片方で、特定名指しされた、公表された方々は必ず、例えば風評害等で財産的不利益を被る、その比較考量の問題であると。

ただ、その場合に、恐らく考えなければならぬのは、先生がおっしゃったように緊急時でありますから情報提供施策を充実していくって、ある意味では、0157のときは、例えば、0157という事件、という意味ではございませんけれども、この種の事件のときにはいわゆる損失補償的な構成も考えられますし、それともう一つ、感想ということで言えば、ふだんであればできる情報公開とか、個人情報保護の問題でできる手続保障でござりますね。第三者に聞いて、この情報を開けていいですかどうかと聞く手続保障がこのような事案の場合は十分に働くかない、そのところをどうしておくかといったようなそういう問題があるかと思いますが、今後、情報化社会が進展する

に伴って、いわゆる公表の問題は行政側の情報開示供施策の問題として、消費者行政でありますとかの分野で大きな意義を持つてくると思います。そのような感想を抱きました。

○参考人(清水勉君) 私は、実は藤原さんが今例に挙げましたO-157の事件で、業者の側から訴訟代理人になつてもらえないかという相談を当初受けまして、あれは厚生省が相手だったんですね。から、私は実はそれまでずっと薬害エイズの裁判をやっておりまして、あれに勝つたこともあったんですね。ですから、厚生省が得意だからと思ったのか分かりませんけれども、相談を受けたことがあります。が、薬害エイズのような事件とまた違った難しさがありまして、じゃ情報を出さなくて良かったのかということになると、あれはかなり難しい問題です。

むしろ、このSARSの問題というのは、プライバシーの観点からすると、薬害エイズの方の、H.I.V.感染者の方と似ている面があるかと思います。今、日本では感染症予防法というものが作られていますが、それ以前にはエイズ予防法というものを作っていました。エイズ予防法では、感染者は危険な存在であるという、人を危険な存在とするふうに位置付けていました。非常に差別法だというふうに私たちを考えておりまして、和解成立後にその法改正を求めまして今の感染症予防法ができる上りまして、危険なランクとして、一類、二類、三類、四類となつていて、H.I.V.感染は四類、つまり一番危険性の低いところというところに位置付けられている感染症になつていまます。ちなみにエボラ出血熱のようなものは一類になつております。

このSARSですけれども、私たちが、薬害エイズをやつた者は、恐らく私だけに限らずほかの弁護士も、この患者をどうやって守るかということを第一に我々は考えます。守るというのは、隠すということではなくて、彼にかかわった人間も全部守らなければいけないわけです。そうしますと、ホテル名を出さないとか、U.S.J.ですかに行

かなかつたことにしますと、混乱を避けるため、あるいは収益を下げてはいけないから言わないのではないかと、言ってしまうことによってそれいかわった人たちを全部守るというふうにしなければいけないと思うんですね。

これがもし国会にこのSARSの患者が傍聴に来ていたらどうなったでしょうか。この委員会に傍聴に来ていたらどうなったでしょうか。もうこれ委員会開くどころではありません。この会議に参加した、参加していなかつたとか、握手したとかしなかつたとか、パニックになるかもしちゃねん、あいまいにしていたら。どの委員会へ行ったとか分からなかつたらどうなるかと思います。何時何分、どこに行つたということをきちんと言う一方で、そこにいかわった人たちの検査なり治療なりをきちんとする。そういうことをしますと、自治体として、政府としてきちんとケアをしますということをすることによって、安心して自分は感染しているかもしないという人々は申出をすることができるわけです。

それが犯人であるかのように追い詰められるんだと思えば、恐らく委員の方々は、おれは握手していないよとか言い出すに違いないんです。もちろん、だれもが自分は感染しているのは嫌ですけれども、自分も家族も周りの人も不幸にしてしまうかもしれないのがこのSARSであり薬害エイズだったわけです。

ですから、こういったプライバシーにも深くかかるんですけれども、この人の生き死ににかかるような情報の場合には、まず一番困っているのは当の病人であるということを理解していただきたいと思います。その人をきちんと守るということが周りの人たちを守るということになる。そのためには、その人が通つていったところはどこを通つていたところか全部トレースして、そこにかかわった人は全部検査をする。ということが、プライバシーを守る以前に、その人の人間としての存在、社会的な存在をきちんと守り、周りの人たちのことを守ることになるんだろうと思いま

○野上浩太郎君 ありがとうございました。

このことを教訓にして、また参考人の意見を参考にしてしつかりとした体制を作っていくしかねればならないと思いますが、次に藤原参考人にお伺いをさせていただきたいと思います。

今のお話とも多少関連があるんですが、今回の行政機関が保有する個人情報保護法案の第一条に、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」といふに規定しております。これは、いわゆる基本法案の方も同様でございますが、この両案が保護することを目的としている個人の権利利益、この個人の権利利益とは具体的にはどういうようなことを指すのか、お伺いをしたいと思います。

○参考人(藤原靜雄君) 今御質問ございましたように、基本法制の方は、「有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」、今御質問ありました第一条の方では、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」となってございます。この行政の適正かつ的確な運営を図りつつというところが有用性ということになるわけですねども、それを前提といたしまして個人の権利利益を保護する。

これは、この個人の権利利益というのは、御質問の点につきましては、財産権あるいはその人格的なものも含めて、個人、いわゆる情報化社会に生くる人の一般にかかるであろうところの権利全般というふうに今広く解して私はよろしいのではないかと考えておりますが。

○野上浩太郎君 正にそういうプライバシーも含めて広範な範囲の規定だらうと思いますが、改めて申すまでもなく、行政機関というものは本当に大量かつ広範な個人情報をいうものを持つてゐるわけでございますが、しかしながら、極めて遺憾なことでござりますが、個人情報の取扱いで国民の信頼を損ないかねないようなそういう事例も発生をしているということは認めざるを得ないのでないかと思います。

そういう中で、今法案は、旧法案から、例えば

公務員に対して新たな処罰規定を設けるなどの修正が加えられましたが、まだ依然として官に甘く民に厳しいというような言葉も聞こえてくるわけだと思います。今、藤原参考人からも官民比較についてのお話があつたところでございますが、やはり私は、官に甘く民に厳しいというのは全く当たらないのではないかというふうな認識を持つておりますが。

藤原参考人にお聞きをしたいんですけど、どのように観點から官に甘く民に厳しいと、こういう認識が広がつたというふうにお考えであるかお聞きをしたいのと、またあわせて、罰則という話でございますが、この個人情報を扱う公務員の意識の向上を図るという意味においても、研修ということもあると思いますが、例えば体制としてのチェックシステムの工夫で具体的に何か有効な方法があるとお考えであれば、併せてお聞きをさせていただかたいと思います。

○参考人(藤原靜雄君) お答えいたします。

まず最初の、なぜ官に甘くて民に厳しいというそのような見解が出てきたのかという点でございますけれども、私、考えますに、恐らく二十一世紀の情報化社会になりまして、メディアも含めて

國民全般が管理社会に対する漠然たる不安を持っている。漠然たる不安を持っているということになりますと、それを取り除くための説明をしていかなければならぬわけですねども、そのようないなかで、若干、先生御指摘のような説明とは反対の方向の事件が起こつたと、そういうことが不安に輪を掛けた側面があると。

もう一つは、恐らく今後問題になる、これは一番目の論点ともかかわりますけれども、いわゆるセキュリティーの問題ですね。先ほど清水参考人の方からも御指摘ありましたけれども、法案自体が厳しくなりましたけれども、いわゆるセキュリティーをしっかりと運用するのは人

でござりますので、現場の方々が、特に技術的な場面においては、金の相場だと米の相場

など、株とかゴルフ会員権とか、そういう電話がよっしゃ掛かってきて、何でおれに掛かってくるのかと、そういう不愉快な思いをした

こととか、かつて、役所の関係でいきますと、戸籍抄本を取るために田舎の役場へ行って、青焼きキュリティーをしつかりしようと、さて本当にこのネット

ワーク社会のシステムをうまく操れるのであろうかという、そういう面で不安を抱く。不安を抱く

と、法案そのものはきちんとしていても、それに對して果たしてそななのかなという疑問を抱かせたのではないかと。これが前者です。

それから後者は、「ごく簡単に申し上げますと、確かに御指摘のように、今後、法案ができただけでは満足せずに、その運用に携わる方々に徹底した研修等をしていただきたいと。そして、それは、

ファイードバックされるような研修と申しますか、これまでの問題点を踏まえて、せっかく改善した点を意識して、國民がどういう点に不安を持っているのか、そこを意識したような研修をしていたのか、そのように思います。

○野上浩太郎君 時間が参りました。終わります。

ありがとうございました。

○藤原正司君 民主党・新緑風会の藤原でござります。参考人の藤原さんとは何の関係もないんですけど、たまたま藤原でござります。

両参考人におかれましては、大変お忙しいところ、御苦労さんでございます。

まず、個人情報保護に関しまして、今回五本の法案が出ているわけですけれども、全体、この法案、関連五法案全体をばくと見られて、その上

ますけれども、私、考えますに、恐らく二十一世紀の情報化社会になりまして、メディアも含めて

國民全般が管理社会に対する漠然たる不安を持っています。

藤原参考人におかれましては、大変お忙しいところ、御苦労さんでございます。

まず、個人情報保護に関しまして、今回五本の法案が出ているわけですけれども、全体、この法案、関連五法案全体をばくと見られて、その上

ますけれども、私、考えますに、恐らく二十一世紀の情報化社会になりまして、メディアも含めて

國民全般が管理社会に対する漠然たる不安を持っています。

けが何か妙に赤い色だけが目立つていてるかなとか、その程度のことしか私個人の情報については余り強い印象がないわけですねけれども、この近年の情報通信手段の目覚ましさの中で、やっぱり利便性との引換えにプライバシーの侵害という危険性が絶えずはらんでいると。

今回、このような背景の中で、本来、法の目的、今回の法改正の目的は、個人情報の保護を通じて個人のプライバシー、すなわち個人の権益をどう守るかというところに主眼があつたはずでござりますけれども、今回、関連五法案も含めまして、ばくとした感じとして、今回の法改正がこの個人情報保護の要請に十分こたえ得るものなのかどうか。藤原参考人の場合は、現行法に比べて極めて改善されているということでありますし、清水参考人は、もっと根っこから考えたときに相手の問題点を指摘されておったというふうにお聞きをしたいと思います。

○野上浩太郎君 時間が参りました。終わります。

ありがとうございました。

○藤原正司君 民主党・新緑風会の藤原でござります。参考人の藤原さんとは何の関係もないんですけど、たまたま藤原でござります。

両参考人におかれましては、大変お忙しいところ、御苦労さんでございます。

まず、個人情報保護に関しまして、今回五本の法案が出ているわけですけれども、全体、この法案、関連五法案全体をばくと見られて、その上

ますけれども、私、考えますに、恐らく二十一世紀の情報化社会になりまして、メディアも含めて

國民全般が管理社会に対する漠然たる不安を持っています。

藤原参考人におかれましては、大変お忙しいところ、御苦労さんでございます。

まず、個人情報保護に関しまして、今回五本の法案が出ているわけですけれども、全体、この法案、関連五法案全体をばくと見られて、その上

それから、一番目でございますけれども、それはその権利利益を保護することを目的とする要請にござることが果たしてできているのかという観点、そしてそれは単に現行法との比較ではなく、法案全体を見てどう考えるかという御質問であつたかと存じますけれども、法律を作るときには、種々の利益、つまりここでいいますと有用性からくる利便性の利益と個人の権利利益の保護のバランスを図る必要が出てきますから、どの角度、つまりどちらのサイドから見ても一〇〇%、百点満点だといふものはなかなか作り難いと思いますけれども、バランスが取れているという点と、例えば民間部門は非常に自主規制に任せ、行政機関の方は法律で強く縛るといったような五本の法律全体のバランスを見ますと、諸外国のものと比べても十分権利利益の保護を守ることになっているのではないかと思います。

さらに、もう一言言わせていただけば、我が国の場合は諸外国よりもかなり個人情報保護法制が後れを取っていたわけです。その第一歩と見て、この法案が通りまして国民の間に個人情報保護、プライバシー保護意識が今より以上に成熟してきたものになれば、この法案ももっと使い勝手が良くなると、そのように考えております。

○参考人(清水勉君) 一つ目の問題点については藤原さんと全く同じ意見です。

二つ目のことについて言いますと、どういうところに目的を設定するかというのはそれほど難しいことではないと思うんですが、どうやって実現するかということは、ここはそう簡単なことではなくて、我々法律家はどうしても法律によって問題を起らぬないように規制を作っていくこというふうに考えるんですが、実際問題、社会は法律だけで人の行動を規制できているわけではなくて、市場原理が働いたり、あるいは社会常識、社会規範であったり、それからその仕組みそのものの作り方ですね。例えば、川が流れるところの両側をつなぐ橋がなければ、その川が激流であるならば、その間の文化的交流というのは

ほとんどなかなかできませんけれども、そこに橋を架げてしまえば経済圏として一体になるように、生産する個人が、あるいは個人情報の取扱事業者ということにおいて、あるいは個人情報の取扱事業者といつて言えども、不便にすることによって、個人情報保護について言えども、不便にすることによってなかなか個人情報に対する侵害が起こりにくくなるというのも一つの仕組みとしてあるわけですね。

例えば、住民基本台帳法というのは、十一条は閲覧に来なさいと書いているんですね。しかも、四情報についてだけしかできませんよというふうに書いてある。これは、ほかの情報についてはできません、それから閲覧に来た人にしか見せませんとすることによって、だれもかれもが家にいながらにして日本全国の人の住民基本台帳情報を見ることができないという裏返しの仕組みになっているわけです。

見に行かなければいけないという非常に不便であるがゆえに、そこまでの労力を使う人にしか言ってみればそれにアクセスできないという形でのプライバシー保護になっているわけです。これにはハイテク的な発想ではないわけすけれども、実際には人間の行動というのは、簡単に個人情報にアクセスできれば、それはやってしまふ。しかし、労力、お金、時間が掛かるということになるとすれば、それをやる人はなかなかいない。それは、難易度を高くすればするほど個人情報へのアクセスはしにくくなるという関係になるわけです。

○参考人(清水勉君) 一つ目の問題点については藤原さんと全く同じ意見です。

二つ目のことについて言いますと、どういうところに目的を設定するかというのはそれほど難しいことではないと思うんですが、どうやって実現するかということは、ここはそう簡単なことではなくて、我々法律家はどうしても法律によって問題を起らぬないように規制を作っていくこというふうに考えるんですが、実際問題、社会は法律だけで人の行動を規制できているわけではなくて、市場原理が働いたり、あるいは社会常識、社会規範であったり、それからその仕組みそのものの作り方ですね。例えば、川が流れるところの両側をつなぐ橋がなければ、その川が激流であるならば、その間の文化的交流というのは



ということについての相当性の縛りの問題です。

これは、参考人は、第三者から見て客観的であるべしというお話をしたが、ただ、この法案では、当の行政庁が判断をするという仕組みになっておりまして、ここは様々な議論あるわけですね。参考人は、先ほど、行政手続法との関連でおずとこの縛りができるんだというお話をしましたが、ここをもう少し補足をしていただけますか。

○参考人(藤原靜雄君) 行政手続法の第二章に、いわゆる申請に対する処分というものがござります。

例えば、行政機関の長は、申請に対する処分に

ついては手続法上の要請として審査基準、つまり、國民がそれを利用するときにあらかじめおおよそこういうことかなと分かるような基準を定めておきなさいということがあります。

そうすると、その利用停止請求権等を行使する

ときに、停止請求権等を行使するためには、前提

条件として、申請ですから、つまりイエスかノーカというとを行政機関の長に求める、それは断られるということを前提、断られる場合があると

いうことを前提にしているんですねけれども、そういうものについてはおおよそ、その行政庁の活動

である以上、今申し上げたように、あらかじめ何らかの基準は示さなきゃいけないと。その基準のところを充実させておけば、相違の理由というの

はおよそこういうふうになるはずだという目安は付いてくるという、そういう意味でございます。

○荒木清寛君 欧米見ても事前の細かなチェックをしている例はないということでしたが、諸外国は諸外国の例でして、今度、情報公開・個人情

報保護審査会という、改編されるわけですね。その新たな組織にそういう、いわゆるこの相当性の判断の事前チェックをさせたらどうかという意見もござりますね。この意見についてははどういう意見をお持ちですか。

○参考人(藤原靜雄君) 私、国でありますとか地方自治体の情報公開、あるいは情報公開・個人情報保護審査会の委員等を務めているものであります。

すけれども、今の我が国のシステムというのが、いわゆる行政機関の側に不服があつて、それを諮

問、その諮問を受けるという形で情報公開審査会が、あるいは今後できる情報公開・個人情報審査会

が、あるいは今後できる情報公開・個人情報審査会が何らかの答申を出すと、で、その答申を出す

ことによって、厳しい答申がよく出ますので、行政の側が襟を正すというか、こういう処分をする

と取り消されてしまうなということですす」という

事後チェックのシステムなんですが、それ

でも、先生御存じのように、年間五百件、六百件、七百件というような不服申立てが来ておりま

して、それを十数人の部下、委員で国の場合ならやっていると。それを充実させても、全省庁のあらゆる行政を通じた申請を一つ一つ細かくチェックするということは事実上不可能に近いのではないかと。

そして、懸念いたしますのは、情報は出るとい

うのは、別に行政の負担だけではありませんで、それを求めている方に無事に流れないということ

やっていますので、つまり、早く、普通にやつ

ていれば早く出るもののが、細かなチェックがずっと滞留しているためになかなか情報が出てこない

と。

その二つの観点から申しますと、現在のところはなかなかにそれは難しいのではないかと、その

ようになりますが。

○荒木清寛君 最後に、藤原参考人に。

レジュメでは、現行法より充実強化されている

点が指摘されておりますが、逆に、注文を付けた

い点がありましたらお述べください。

○荒木清寛君 注文を受けたいた点といった

ところを充実させておけば、相違の理由とい

うのはおよそこういうふうになるはずだという

目安は付いてくるという、そういう意味でござい

ます。

○参考人(藤原靜雄君) 最後に、藤原参考人に。

レジュメでは、現行法より充実強化されている

点が指摘されておりますが、逆に、注文を付けた

い点がありましたらお述べください。

○荒木清寛君 終わります。

います。

私は、両参考人に具体的な同じ質問をさせていただきまして御回答をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まず最初に、住民基本台帳ネットワークシステムの問題でございますが、私どもは、今審議しております個人情報保護関連法案、これは住基ネット稼働には必要不可欠ということで審議もされておりますが、今のものが成立しましても住基ネットの個人情報漏えいの危険性というのが少しもなくならないという心配が非常にあります。住基ネットがすべての国民に十一ヶたの住民票コードを付けられて一極集中で個人情報管理を行うということ自体が私は個人情報漏えいの危険性を高めるものであり、即時中止が必要、二次稼働、本格稼働もやめべきだという立場ではあるんですけども、お二人の先生には三つの問題で教えていただきたいと思います。

まず最初に藤原参考人の方から、続いて清水参考人の方からお願いをいたします。

○参考人(藤原靜雄君) 今三つの質問をいたしましたが、いかんともうお問い合わせがあったと思うんですけども、法案自体を見ている限り、あるいは案ごとの全体のセキュリティの書き方 자체では私はよく考えられていると思います。

ただ、先生の御指摘は、意図的に悪意を持った者がいて、それをどう防ぐのかということになりますと、そこそこころは、住基の問題を張られ

ますけれども、法案自体を見ている限り、あるいは案ごとの全体のセキュリティの書き方 자체では私はよく考えられていると思います。

まず第一は、いわゆる住基の本人確認情報が絶対漏れないという保障があるのか、また、その方

法はいかんともうお問い合わせがあったと思うんですけども、法案自体を見ている限り、あるいは案ごとの全体のセキュリティの書き方 자체では私はよく考えられていると思います。

ただ、先生の御指摘は、意図的に悪意を持つ者がいて、それをどう防ぐのかということになりますと、そこそこころは、住基の問題を張られ

ますけれども、電子認証等との関係でIT社会

を構築していく上ではやはり必要なものではある

者がありますが、この個人情報保護法との関係はどうかということですけれども、まず住基自

体ですけれども、電子認証等との関係でIT社会

を構築していく上ではやはり必要なものではある

者がありますが、この個人情報保護法との関係はどうかということですけれども、まず住基自

次々と改正の動きがあるようございますけれども、個人情報保護条例というものを見直していく必要はあるかと思います。

大体以上です。

○八田ひろ子君 ありがとうございます。

○参考人(清水勉君) 本人確認情報が絶対漏れないかというのは無理なことです、まず本人確認情報というものの定義が住民基本台帳法にはありますけれども、これは氏名、住所、生年月日、性別、それから住民票コード、それから変更履歴、この六種類の情報を合わせたものを本人確認情報と言います。この六種類の情報は問題だけれども、四情報はいわゆる本人確認情報とは違うんですね、自衛官の募集の問題になっている。ですから、六情報は問題だけれども四情報は問題じゃないとかと、そういうことはないと思うんですね。

朝日新聞が曾我ひとみさんの家族の住所を出すというのは、四情報ぐらいどうってことないよというふうに結構政府の答弁なんかに出できましたけれども、私ども個別の事件をやっている者からしますと住所というのは非常に重要な意味を持つておりますし、DVの事件なんかにもかかわってくると非常に問題があります。あるだけに、四情報である、あるいは六情報よりも少ないからいだらうとか、そういうことではなくて、住基台帳、確かに今十一条では公表をしています、閲覧が自由にできるようになっておりますが、むしろそこから考えていく、見直しをしなければいけないところで、自治体の職員はむしろその見直しをしてほしいという意見が随分出ているくらいです。

漏れる、漏れないの話でいいますと、これは住基ネットの仕組み上、漏れるというのはどういうふうに言いかによるんですけれども、アクセスでできるかといえば、技術的にできます。端末を管理している者はだれでもできます。ですから、地方自治情報センターからは有名人の住所なんかを調べないようにというような通知が文書で出ているくらいです。これは技術的に簡単にできるからな

んですね。

地方自治情報センターのアクセスの仕方というのは、普通やる二つの情報をリンクさせてだんだんとそれを狭めていくというやり方は認めない方

法を取っています。全部の情報が一致している

か、あるいは住民票コードでアクセスするか、どちらかだというふうに最近の話では聞いています。そうすると、住民票コードさえ分かれば、逆に言うと、アクセスできるということになります。

そこで、本人確認情報を全部が漏れないというふうに言うので、アksesできるということが分かります。

そこで、本人確認情報を全部が漏れないとい

うふうに言うので、アksesできるということが分かります。

そこで、本人確認情報を全部が漏れないとい

うふうに言うので、アksesできるとい

今現在は、毎日、短いところでは数分、長いところでは七、八時間接続しているところがありますけれども、管理に問題のあるところは接続時間を短くしてもらっています、五分とか十分とか。つまり、その一日の仕事が終わつたところでその日の変更があつたところだけ送つてもらうというふうにもらつているんですが、八月二十五日以後は、どんどん新しいものを次々に入れてくれることについてはかなり不安があります。

藤原さんがこれから一生懸命トレーニングしてしまつだけ地方自治情報センターへのアクセスをして全国だれの情報を見ることもできます。

それが果たして適切な管理ができるかという

ことについてはかなり不安があります。

藤原さんがこれから一生懸命トレーニングして

ちょっと間に合う状況はないかなという、ちょっと

じゃない、かなり間に合う状況はないなという

のが自治体を見ている者としては不安を強く感じ

るところです。

私は、この住基ネットのようなものは、本来、

国が管理するのか自治体が管理するのかと考えた

ときに、こういう国全体のものを作つてしまつた

らやっぱり国が責任を持つて管理しなきゃいけないんだろうと思います。しかし、国が管理したら

それは管理し切れませんので、やっぱりコン

ピューターネットワークシステムをいいものとし

て作つていくのであれば、私はやっぱり自治体が

中心になる。地方分権の時代、自治体が自分で管

理可能なものをそれぞれの地域で作つてそ

れをつなげていくと、そういう仕組みがコストの

面でも、あるいは責任を持たせる意味でも重要な

と思います。

今、国からやらされているから住基ネットを

やっているんだというような自治体には、私は

やっぱり責任感が弱いだろと思いません。自分た

ちが構築しているネットワークだから住民にも國

にも責任を持たなければいけないんだといつ考

え方を自治体に持つてもらつたためにも、やはりこ

の住基ネットのようなものは組み直し、国が命令

をして作るような仕組みではなくて、自治体がそ

れぞのイノベーションに基づいて作つていく、

そういう仕組みにならなければいけないので、それは条例で、法律の骨格としては条例でまず作つてくべきじゃないかなと思います。

○八田ひろ子君 今、お二方から条例の話を出ま

したが、時間があれでもう最後の質問になるかも

されませんが、警察、都道府県警察の問題につい

てお伺いしたいと思います。

都道府県警察については、個人情報保護法でな

く条例にゆだねられています。私が現在の各都道

府県の個人情報保護条例調べておりましたら、今

ある条例の中では都道府県は一つも警察を入れて

おりません。公務員の中で個人情報漏えいが一番

多いのは都道府県警察でありまして、法体系の網

から抜け落ちてしまうというのはどういうことか

と、大変疑問を持っております。

そこで、幾つかの都道府県に、なぜ入つていな

いのかをお伺いしました。ある県では、条例制定

の際に県警に声を掛けたが時期尚早だと断られた

といふんですか。それで対象に入れられなかつた。また、ほかの複数の県ですが、警察業務とい

うのは国の警察庁の管理下にあるんだ、だからう

ちはできないとか、他県との共同もあるので一

つの自治体だけでは入れることができない、異口

同音にこういうことを言われました。

各都道府県の情報公開条例では、最近警察も全

部入っております。こういう流れからしても、こ

の個人情報保護法案の体系に基づいて条例などに

都道府県警も入れて法体系の網の中で考えるべき

だとは思うんですが、先生方お二人の御意見を

聞かしていただきたいと思います。

○参考人(藤原静雄君) 今御指摘のありましたよ

うに、情報公開法ができる、地方公共団体の情報

公開条例を改正するときも同じような議論があり

ました。恐らく、私としては、その議論の出方が

似ておりますので、今後のその議論の流れ 자체も

情報公開法の後を追つて徐々に警察情報というも

のもクローズアップされてくるのではないかと、

このように考えております。

○参考人(清水勉君) 私も、情報公開条例で県警

苦闘していたもので、なぜ、個人情報保護条例の方で警察が入らないという気持ちもよく分かりますし、その弁解もよく分かりますが、やはりここまで本人に開示するかはともかくとして、個人情報の管理はきちんとすることは、私はやっぱり治安機関、捜査機関としてきちんとやつぱり責任を持たなければいけないところだと思います。それが、よその自治体がやらないうからやらない

本法として柱となる原理原則というものをまずきちっと示すべき存在であろうかと思われますが、今までのいろいろな経緯もありまして、その部分少し不足な部分もあるのではないかなど思っております。また、一方、対象となるものに関しましても、例えば今ほど八田委員からも御指摘ありましたように、警察行政というものが抜け落ちているのではないかという御指摘もござります。そのようなことに関連しまして、基本法としての評価をまず伺いたいと思います。

する必要があるて、そのときに、個人の権利利益というようすに条文に明文、書いてありますけれども、やはりそれから行政の適正な運用、これも私も私は重要だと思います。それから経済の活性化これから国家防衛という観点、この経済の活性化とか国家防衛という観点の議論が衆参両議院では全くと言っていいほど行われていないんじゃないでしょうか。しかし、個人情報の漏えいというのは、国家防衛上非常に問題がある、問題を起こす場合があります。しかも問題が起こっていることが表面化しないというところが更に問題の難しいところがあります。

して問題があると思います。  
それから、行政の方については、藤原さんが行政手続的な保障があると言いましたけれども、その前に私が申し上げたように、利用目的が変更されたこととか、第三者提供されたことが本人は知らないのです。知らないのですから、そうされたことについて不服申立てができるというふうに、いっても、されたことが分からなければやりようがないんでありますて、やはりその利用目的が変更されていますよとあるのは外部に提供されていますよということがその当人かあるいはそれ以外の第三者機関に分かっていて牽制できるような仕組みが必要なんだろうと。それは行政を混乱さ

す例えは宮城県かやってみてどうも大丈夫  
そういうからうちもやってみるかというような、こ

先生御指摘のとおり、新法の原則原則について、は前国会以来いろいろな議論があつて修正されたわけでござりますけれども、しかし、基本法あるいは理念を唐ふにいへん意味では、基本理念が二つ

規制の仕方というのか、経済の発展を阻害するところが多分にあります。気に入らない情報の流通は止めてしまえ、あるいは牽制してしまえといふにしてしまうと、それが実はその次にもつといいもの生むということをやめさせてしまいま

せないために私は必要だと思ってるわけであつて、行政を沈滞させるためではありません。行政機関がそういう手続をするのが面倒くされれば、時間が掛かりそうで面倒くさいというのであれば、改めて本人から求めればいいだけのことですというふうに考えます。

て何月何日から実施機関になるという問題ではなくて、各県警ごとにやっぱり知事と相談をした上で、どこまで開示するかは別です。私は、とにかく

ないということとも書いてございますし、また、基  
本法の下に行政機関個人情報保護法以下、地方自  
治体の条例でありますとか独立行政法人等の保有  
する情報に係る個人情報保護法でありますとか、  
そういうこれらが入ってくると、う通告こちら、萬

す。特に、若い人たちの能力を前科者にすることによってそれ以上伸ばしてしまうことを止めてしまおそれさえもあります。ところが、報告を求める場合の条件にしろ助言する場合の条件にしましても、必要がある場合にははどう形で制限が認められていません。

すというふうに考えます。  
○森ゆうこ君 ありがとうございました。  
それで、この行政の方について伺いたいんです  
けれども、具体的な条文で伺いますが、今回のこ  
の新たに出された、修正されて出された法案に関  
して、罰則に規定があるからより強化されたんだ  
というふうな主張がござります。五十五条のところなんですねけれども、「専らその義務の用以外の

○八田ひろ子君 ありがとうございました。

ことはともかくとして、ともかくとしてといいますのは、前の法案でも私は十分に合格点は付けられると思いますけれども、それを懸念を払拭する

ですけれども、そうした場合に裁判でどうなるかというふうにいうと、行政がやることはそれほどひどいことでない限りは自由の方が下がるんですね。自由を、言ってみれば全く権利が行使できる

用に供する目的で」というところが入っているわけですね、罰則のただし書として。つまり、職務の用に、職務上行ったことであればこの罰則の対象にはならないということなんですかけれども、この「専らその職務の用以外の用に供する目的で」という部分のこの必要性、この法理上の必要性につ

お願いいたします。

○参考人(清水勉君) 立場が違うからと言つては何なんですかけれども、藤原さんと本当に根つこのところはそんなに考へているところは違わないと

所は判断をします。しかし、一般の人たちといふのは公権力から報告をしなさいとか、うぶるにしなさいという助言をされることによるだけです、もう牽制としての機能は十分果たしてしままいえども、それを二つ分野に分けて見ていく

○参考人（藤原靜雄君）　お答えいたします。  
先生の御質問は五十五条の条文だと思いますけれども、私も対案等も見させさせていただきましたが、公務員に限らず人に、先生御存じのように刑法

外はと 藤原参考人の方がからは 根となる原理  
というものは変わらないというようなお話をござ  
いました。そういう意味で、今回のこの法案は基

の達しにならてくるところがあいまして 私は  
レジュメの三ページの第二というところに書きま  
したように、何を守るのかということをイメージ

まして、それ以上その分野にはもう手を出さないということにもなりかねません。したがいまして、民間は非常にやっぱり一般的な規制の仕方と

れども 私も対案等も持見させていたたきました  
が、公務員に限らず人に、先生御存じのように刑  
罰というものを掛けるときには刑罰、罰則という



四情報についても取れるということが、政府は取れるのだと今言って、答弁していますから、この法律が通つても四情報についてはそういうやり方で入手できるとすればそれは本当におかしいといふふうに思うのですが、御両人の意見をお聞かせください。

清水参考人、いかがでしょうか。

○参考人(清水勉君) 今日の資料の一一番最後に、これは毎日新聞の五月十六日の朝刊の記事を載せておりますけれども、このおしまいの方に、新美先生と小早川先生が指摘をされていますが、新美先生はこの今回の個人情報保護法案の制定に当たっても準備にかかわってこられた方ですけれども、ここでも、「自衛隊法や施行令は一般的な規定で、具体的な記載はない。住基台帳法に明文規定がない以上、提供はできないと解釈すべきだ」というふうに述べておりますけれども、私も全くこれは同じ見解であります。

法律の解釈というのは、自分の都合のいいように解釈してしまってはいけないのであって、我々実務家が苦労するのは、やはり解釈の限界はここだなどというところがあるものですから、自分の依頼者がわがままを言つても、これは駄目なんだよ、ここまではできるよというふうな説明の仕方をするわけですから、私もこの自衛官の募集のために住基台帳を使うこと自体は法的には禁止されないというふうに考えて、もちろん。それは、住基台帳法十一条、十二条の規定に基づいてやる分には、そのこと 자체が問題があるといふれば問題がありますけれども、それは自衛官の募集だから問題があるのではなくて、十一條十二条に内在する問題です。

ですが、今回問題になつているのは、その規定から明らかに外れたところで、ほかの法律を根拠にしてできるのかというふうになつたときに、法律と法律の間で住基台帳法を否定することはできないと思ふんですね。ましてや自衛隊法の施行令です。施行令は、言うまでもなく、ここで国議員の皆さん議論しているものではなくて、法律

ができるというふうに、その担当の官僚が作つていく実質的な中身を作つていくものなわけですか。けれども、その中で、総理大臣が資料を求めることができるというふうな、主語が総理大臣になっているということは、その全国の町や村の青年の四文の作り方としては考えられない。しかも、その住民基本台帳法という法律が、厳格に一号一号、何号何号、この情報に関する限りは閲覧ができる、交付を求めることができるというふうに規定しているわけですから、むしろ住民基本台帳法はそれ以外の情報の提供の仕方を認めていないといふうに、ましてやほかの法律でそれを否定することはできないというふうに考へるべきだと思ひます。

一点、申し訳ないんですけども、私のレジュメの中で、それに関連して、間違えているので訂正していただきたいんですけど、六ページの「自衛官募集のための」というのがゴチックで書いてあります下の方に、「必要な限度」「相当な理由」が条件であれば合法となつています。この後にクエスチョンを付けてください。

法律的には、これは法解釈としてはできません。可能性があるのは個人情報保護条例にこのようないい規定があった場合にできるかという問題がありますが、その場合にも憲法九十四条との関係を止めていますので、なかなか難しい問題かなというふうに思ひます。

○参考人(藤原靜雄君) お答えいたします。

まず前半、先生の御質問の前半の部分の住民票の写しの交付のところですけれども、法律自体は、恐らくほかの法体系による、例えば御存じの刑訴法、刑事訴訟法とか、あるいは自衛隊法の提供の要請があつたときに、それを認めないと、しかし、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、これは妨げてはならないというところの現実を取つていて、という作り方だと思ふんですね。

しかし、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、これは妨げてはならないというところの現実をやつてはいけないという非常に強い規制であるならば、それは妨げだというふうに裁判所は認定してくれると思うんだけれども、それぐらい

いてきたというところに問題があるわけで、恐らく今度個人情報保護法を柱とする五法案通りで、その法律が存在するという前提の下でこういったものを趣旨、こういった法律で趣旨解釈をする事になる。そうすると、恐らく各自治体は住基等の解釈も、この法律では、この法律ができるというふうになつてしまつと思うんですね。それが総理大臣がチェックするということは、条文の作り方としては考えられない。しかも、その住民基本台帳法という法律が、厳格に一号一号、何号何号、この情報に関する限りは閲覧ができる、交付を求めることができるというふうに規定しているわけですから、むしろ住民基本台帳法はそれ以外の情報の提供の仕方を認めていないといふうに、ましてやほかの法律でそれを否定することはできないというふうに考へるべきだと思ひます。

○福島瑞穂君 清水参考人にお聞きをいたします。

報告の場合、主務大臣が報告をさせることができます。報告を求める場合に関する規制がないと。つまり、子供であれ未成年であれ、例えば何か市民運動をしている人であれ、何かサークルをやっている人であれメディアであれ、もしかしたら弁護士であれだれであれ、報告を求められるだけでやはりそれが萎縮するからこそみんながこの法案に関して大丈夫かと言つてはいる部分だと思うんですけど、この点についていかがでしようか。

○参考人(清水勉君)

お答えいたします。

今のは民間の方の個人情報保護法案の三十一条のことだと思いますが、この三十二条、三十三条、三十四条というのは、特に三十四条一項ですけれども、割と権限行使に制限が付いていないんですね。それはまずいということで三十五条の規定があつて、表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由を妨げてはならないというようなおもしりを付けてバランスを取つていて、という作り方だと思ふんですね。

しかし、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、これは妨げてはならないというところの現実をやつてはいけないという非常に強い規制であるならば、それは妨げだというふうに裁判所は認定してくれると思うんだけれども、それぐらい

のことどうつてことないでしようというふうに裁判所に思われてしまうこと、つまり心理的な萎縮效果というところについての微妙さというものは、本当に隣の課でこんなに情報があるのに、何に、縦割り行政がかなり進んでいますので、それは薬害エイズの事件のときも感じたんすけれども、本当に隣の課でこんなに情報があるのに、何でこちらでは持つてないんだというようなことがありますので、外部提供というのがどこまで自由に、実際に行われるかというのよく分かりませんが、制度の作り方の問題として、言ってみれば仕事ということであるならばあらんの呼吸でできてしまうというようなところに非常に危惧を感じます。

それから、「これは二号、三号だけではなくて、統計の作成、学術研究の目的のために保有個人情報を提供するときはオーケーとなっていますけれども、統計の場合には保有個人情報である必要はないんではないか」というふうに思うわけですけれども、つまりこの保有個人情報については、定義が前にあるように、個人が識別できる状態で提供されることになるんですね。そういったものを統計資料として出す必要はあるのか、学術研究ということであればそこまで出していいのかというのは疑問ですし、その極め付けは、「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。これは特別の理由があるというふうに考えればできてしまうということでありまして、際限がないんではないかなというふうに感じます。

○福島瑞穂君 先ほど清水参考人は、よほど内部にある例えば「ファイルやいろんな情報が出てくるのは内部告発や限られた場合しかならないんではないか」ということをおっしゃったんですけど、ちょっととその民間の方は、先ほどのような報告を求めるというのでチーリングエフェクトが働いてしまったんじゃないかな、行政情報の方は、本当に例えば情報公開法にのっとって請求した人のリストなどが内部で作られていることを通常は知り得る由もなく、そういう個人ファイル、本当に秘密の人ファイルや何か作られて行政内部で流れていることに関して、この法律は本当に触ることができることかということ、それは個人情報にとって重要なことなんですが、ということをとても思っています。

その点について、清水参考人、いかがでしょうか。

○参考人(清水勉君) 私は、民に厳しくて官に甘いとかそういうふうに、私はそんな感じでは元々言つてもいいなし、余り思っていないんですけれども、そうではなくて、行政の方については、やっぱり国際社会における日本という国家がIT国家としてきちんととした情報管理をしますとい

う、そういう国にならなければいけないと思つて  
いるんです。そのためには、骨格となる法律がほ  
らこんなにちゃんとできていますよと、それの実  
効性も担保できていますよというふうに見えなけ  
ればいけないと思うんですね。実行できないよう  
な法律は作ってはいけない。それは余りきれい事  
ばかり並べてしまうと、法律の条文と現場が余り  
にも懸け離れてしまします。

この法律の場合には、行政の方についていう  
と、やはりこれで果たして適正な管理というもの  
ができるのかどうかということは、条文上心  
配があるということなんですね。民間の方につい  
ていうと、これはもとと自由を尊重されるべきも  
のが規制されるのではないかというふうな不安を  
感じるということで、これから時代に即応する  
法文になつているかどうかが非常に危惧されると  
ころだというふうに感じています。

○福島瑞穂君　この行政情報の方は、例えばそも  
そもの適用除外の条文があつたり、それから例外  
の、開示請求する場合の例外の規定などがかなり  
決められています。これで本人が自分の情報の開  
示をやつた場合に、存否すら明らかにならない、  
分からぬといふことも結構起きてるのではないか  
と思うんですが、それについていかがでしょう  
か。

じゃ、清水参考人、お願ひします。

○参考人(清水勉君)　そのとおりだと思います。  
目的が変更された場合というのは、それはある  
いは開示請求をしてみれば分かるかもしません  
が、それはいつ変更されたかは分かりませんか  
ら、タイミング良くその開示請求のときに当たる  
かどうかは分かりませんね。変更される直前に開  
示請求をしていれば、閲覧している分には何も利  
用目的変更されていませんから、自分では分かり  
ませんね。それから第三者提供しているときにつ  
いても分かりませんので、自分でコントロールす  
ることができないという意味で、その自己情報コ  
ントロール権という観点からすると非常に難があ  
るかなと。

○それと適正管理という観点からしても、やはり個人情報に一番利害を持つて、関心を持ち得るのは個人ですので、個人がチェックしやすいようにしておく仕組みというのは適正な管理の在り方として意味があるというふうに思います。

○福島瑞穂君 では、もつともっと教えていただきたかったんですが、時間ですので、終わります。ありがとうございました。(拍手)

○委員長(尾辻秀久君) 以上で両参考人に対する質疑は終了いたしました。

両参考人に一言御礼を申し上げます。

本日は、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

午後一時まで休憩いたします。

午後一時開会

○委員長(尾辻秀久君) ただいまから個人情報の保護に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、山下栄一君が委員を辞任され、その補欠として魚住裕一郎君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 休憩前に引き続き、個人情報の保護に関する法律案、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の以上五案を一括して議題とし、参考人の方々から意見を聴取することといたします。

午後は四名の参考人の方々に御出席いただいております。

参考人の方々を御紹介いたします。

中央大学法学部教授堀部政男君、作家城山三郎君、東京工業大学教授大山永昭君、社団法人日本

雑誌協会個人情報・人権等プロジェクトチーム座長山了吉君、以上の方々でございます。

この際、参考人の皆様に一言ございさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜り、五案の審査に反映させてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、まず参考人の皆様からそれぞれ二十分御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人の皆様、質疑者とも、意見陳述、質疑応答は着席のまま結構でございます。

それでは、まず堀部参考人からお願いいたします。堀部参考人。

○参考人（堀部政男君） 中央大学法学部の堀部政男です。

個人情報の保護に関する特別委員会におきまして、個人情報保護法案について意見を述べる機会を与えられましたことを大変光榮に存じます。

私は、四十年以上にわたりましてプライバシー・個人情報保護の在り方について研究してきましたばかりでなく、地方自治体や国における個人情報保護の制度化にもかかわってきております。また、プライバシー・個人情報の保護に関する国際会議などにも出席いたしましてスピーチや討論を行っております。さらに、情報のセキュリティ、プライバシーについて検討しているOECD、経済協力開発機構のワーキングペーティー、作業部会の副議長も一九九六年以降、務めています。こうした側面とともに、表現の自由、情報の自由な流れ、情報公開などについても理論的、実践的に議論をしてきています。そのような研究、経験などを六つに分けて意見を述べることにしたいと思います。

資料を配つていただいていますので、適宜、ごらんいただきたいと思います。

まず第一に、プライバシー・個人情報保護法制の制度化、国際的潮流についてあります。

プライバシー保護法、個人情報保護法の制定は国際的に大きなうねりとなっています。欧米諸国では一九七〇年代初めからプライバシーないし個人情報を保護することを目的とする法律が制定されるようになり、現在、約四十の国と地域がこの種の法律を持っていています。資料の六ページから八ページをごらんいただきますと、制定状況がお分かりいただけるかと思います。

日本では、一九八八年に行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律が制定されましたが、民間部門も対象とするものは現在ようやく審議されるようになったところでして、一九七〇年代に制定した先進国と比べますと、残念ながら二十年以上も後れていると言わざるを得ません。

各国の立法方式を分類しますと、八ページにまとめておきましたが、第一に、一つの法律で国、地方公共団体等の公的部門とそれから民間企業等の民間部門の双方を対象とするオムニバス方式、統合方式、それから第二に、公的部門、民間部門とをそれぞれ別の法律で対象とするセグメント方式、分離方式とに分けることができます。また、第三に、それぞれの部門につきまして特定の分野で保護措置を講ずるセクトラル方式、個別分野方式があります。オムニバス方式の立法例はヨーロッパ諸国に多く見られますし、特にセクトラル・個別方式の立法例はアメリカに見られます。

第二に、日本における個人情報保護への対応について述べたいと思います。一九七〇年代に流という状況の中で、日本としてどう対応すべきか、かなり議論をしてきました。一九七〇年代には法制定も提唱いたしましたが、ほとんど関心を示されませんでした。日本で意識が変わるきっかけとなりましたのは、OECDの一九八〇年九月二十三日に採択されましたプライバシーガイドラインであったと見てています。

項目がありました。

第三に、民間部門の個人情報保護の検討についてあります。当時の行政機関については法律ができるという状況が出てまいりまして、民間どう

した。私はそのときはメンバーの中でも最年少でした。最近では、この種の委員会や研究会に出ますと、最年長といいましょうか、最古参になっておりまして、私の研究生活の中でもいかに長い時間が掛かっているかということを自ら感じておられます。

この行政管理庁の研究会の報告は、個人データ処理に伴うプライバシー保護対策と題されていて、一九八一年七月にまとめられました。その際に、OECDプライバシーガイドラインを始め、それまでに制定されました欧米のプライバシー・個人情報保護法を検討しまして、日本においても公的部門と民間部門を対象とする法律が必要であることを明らかにいたしました。

しかし、その後、日本では、一九八三年の三月の臨時行政調査会最終報告で、行政に対する国民の信頼を確保するための方策の一環として、個人情報保護の必要性が強調されました。そのため、その後は、一九八五年に行政機関における個人情報の保護に関する研究会が開かれるようになります。そして、その報告が一九八六年十二月に行政機関における個人情報保護対策の在り方にについてとしてまとめられました。このときも研究会のメンバーとして参加いたしました。現行法の、昭和六十三年、一九八八年の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律は、この研究会、そのときは総務省になっていましたが、総務省の研究会の報告を基礎にしております。

この法案を審議いたしました衆議院の内閣委員会で参考人として意見を述べたことがあります。が、その際、衆議院それから参議院の内閣委員会におきましても、附帯決議で、「個人情報保護対策は、国の行政機関等の公的部門のみならず、民間部門にも必要な共通課題となっている現状にかかるが、政府は早急に検討を進めること」という意味を持っています。

その際に種々考えましたことは、法の規定はないわけですが、民間が独自に保護措置を講

するという状況でありますので、むしろ法というのではなく、最低限の道徳、倫理にすぎないものでありますので、自ら律する場合には、より高いレベルのものを策定すべきできるのかということが当時議論になってまいりました。当時の行革大綱の中などでも、民間部門については関係省庁が連絡調整を図りつつ措置を講ずるものとするというような趣旨の文言が入ってきましたが、例えば、当時の通産省から依頼されまして、一九八五年には個人情報保護の在り方について検討をするようになりました。その成果が資料の二ページの一九八八年のところにあります財団法人日本情報処理開発協会の民間部門における個人情報保護のためのガイドラインです。

また、大蔵省でもこの重要性を認識しまして財團法人金融情報システムセンターで一九八六年から検討しまして、これは通産省よりも早く、一九八七年には金融機関等における個人データの保護のための取扱指針が策定されました。

一九八〇年代中葉には当時の経済企画庁でも研究されるようになりますして、その成果は大蔵省印刷局から二冊の本になつて出ていますが、それを参考にしながらまとめられましたのが一九八八年の国民生活審議会消費者政策部会の「消費者取引における個人情報保護の在り方について」であります。

第五に、現在御審議中の法案の基になります検討についてであります。高度情報通信社会推進本部、IT戦略本部におきまして個人情報保護について検討するようになりました。

その経緯につきましては、私が高度情報通信社会推進本部の個人情報保護検討部会の座長を務めましたので経緯をよく知り得る立場にあります。が、日本における個人情報保護システムについてグランドデザインを描くということになつたわけです。それは、私なりにこれまで研究してきた成果を生かしつつ、日本の法文化に最も適合するものということで検討いたしました。

そのとき、これは最初は一九九九年の十月二十一日であります。そこには、お手元の資料では五ページのところに図一というのがあります。そのとき考えましたのは、外国における立法例等も参考にしていましたが、日本におきましてはまず個人情報保護基本法というようなものを制定してはどうか、これを傘といいますかアンブレラとして考えていいんです。そこでは下に持つてまいりましてインフラとして考えました。その上を公的部門と民間部門と分けまして、公的部門につきましては、昭和六十三年、一九八八年の行政機関電子計算機処理個

人情報保護法等の見直しを図るということを掲げました。民間部門につきましては、既にそれまでにも信用情報ですか医療、福祉、介護等の一部あります、それらの検討もいたしましたし、さらに通信分野における問題についても検討してまいりましたので、そうしたものを個別法として定めるべきである、そういうことを掲げました。それとともに、法律に基礎を置くものではありますけれども、それぞれ自主的にこれまで対応していますので、その自主規制を行なうべきだ、その際に表現の自由との調整を図らなければならない、こういうことを提案いたしました。

これが中間報告でありまして、その後、基本法の部分は法制化専門委員会において検討することになりました。それは図二のようなことになつておりまして、検討部会の中間報告の基本法の部分に一般法的条項、現在の個人情報の保護に関する法律案でいいますと第四章の個人情報保護取扱事業者の義務等のところを加えるという、こういう結果になりました。その際にも、表現の自由との関係をどうするのかということは種々議論をしたところであります。

第六に、最近の国際的状況について簡単に触れてお手元の資料の十ページから十一ページにかけてあります、APEC、アジア太平洋経済協力でも、各国、各國といふのはAPECの場合にはエコノミーという言い方をいたしますが、そここのエコノミーでどのようない保護措置を講ずるかということで議論を始めたところであります。

今年の二月十三日、タイのチェンライといふところでそのためのワークショップが開かれました。そこにも参加いたしまして、他の国の人たちと議論をしてまいりましたが、現在のこの問題に関する国際的動向といいますのは、十一ページに図として示しておきましたけれども、一つはEUブロック、これは十五か国で構成されております。それから、OECD、これは三十か国ですが、EUと半分、十五か国は重なっております。

一方、APECは二十一エコノミーから成っていますけれども、日本はOECDの加盟国であるとともにAPECに属していますが、したがって、そこが重なる部分になります。

APECの場合、個人情報保護法を制定しますところはまだ少ないのであります。個人情報の国際流通が盛んになってきている中で、やはり何らかの措置を講じていかなければならぬことになります。EU型のものがそのままAPECで通用するということにはならないであろう。そうしますと、OECDの一九八〇年のガイドラインなどを参考にしながら、それぞれのエコノミーでこの問題を検討しまして、自らそれを認証するということで、自分のところではこういうふうにやっているということを明らかにしていく、そうしたことについてはどうだろかというような議論を始めたところであります。今後、この動きも注目されるところであります。申し上げたいことはいろいろございますが、取りあえず、以上で私の意見を述べさせていただきました。

どうもありがとうございました。(拍手)

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございました。

次に、城山参考人にお願いいたします。城山参考人。

○参考人(城山三郎君) ちょっとと体調がこのごろの天気みたいに不安定で申し訳ありませんが、私の考え方を述べさせていただきます。

私なんかは参議院ということと何を連想するかというと、まず良識の府ということですね。衆議院が意味で、そのために参議院があるので、是非、先生方の見識ですね、そういうもの、あるいは判断力、そういうものを是非行動に移して、参議院は良識の府としてしっかりとやっているというか、健全だということを見せていただきたいと思いま

ます。この法案に対する私の不満な点は幾つもあります。すけれども、とにかく、何といいますか、本来は、個人のデータ、住基台帳に膨大なデータが集まる、それを漏らす公務員を罰するというのが検討部会の案だったんですね。それを、普通だったら検討部会がやれば当然部会報告を出す。私は部会報告も提出していると思ったんですね。そうしたら、部会報告を出す前にそういう空気を察して部会を解散させちゃったと、前の内閣は。そんなめちゃくちゃなことをやっておいて、そしてその後、自分たちに都合のいいこの個人情報保護法と一緒に、今のというか、この前廃案になつた形のものにすり替えていったということですね。実に卑しいということがあります。非常に動機が卑しいことから始まって、いろんなことで卑しさを遺憾なく発揮していくたということですね。

そして、そのまた卑しさを増幅させたのは、官僚たちが演出したと思いますけれども、その手口なんですね。つまり、分断作戦というのをやつたんですね。新聞、テレビは別策だと、報道機関という名前をつけてですね。そして、その他のものを全部ひっくるむということ。そのために新聞やテレビはほとんど取り上げなかつた。私のところからも、私のところにも読者から手紙が来て、城山さん一人が騒いでいるけれども、何で騒ぐんだ、新聞もテレビも取り上げていないじゃないかといふ。完全に、だから向こうの分断作戦の成功ですよ。新聞やテレビに出ないことは世の中に存在しないのと同じだという考え方には、僕一人がもう狂つたようになつて騒いでいるということを心配した手紙が来る。それぐらい新聞、テレビは取り上げなかつたし、その官僚と結託した分断作戦は成功した。極めて卑しい作戦ですが、成功したんですね。

その分断作戦は今も続いている、今度の改正になつたのでも、今度、私たちが調べる自由とか書く自由は与えてくれた。けれども、発表する場はがないんです。つまり、雑誌は、雑誌とか出版

全部コントロール下に置かれますから、雑誌や出版がノーと言つたら書く場所がない、書いても表現する場所がない、だから自分の原稿を見せて歩くよりしようがないんですね。つまり、物書きが生きていけなくなるわけです。だから、実にこれも巧妙な分断作戦ですね、書き手とその書く場とを分断してしまって。そういうまた悪質な第二の分断作戦をやっているということ。

もう少し一般的なことを言えば、私は、この言論の自由、これは勝手に報道の自由だとかいうふうに言い換えていますけれども、そうではなくて、言論、表現の自由というのは、先生方はよくお分かりだと思いますが、自由主義の根本にあるといいますか、地下茎に等しいものだと思いますね。そういう地下茎があるから、その上に、職業の選択の自由とかいろんなものが根を出しているわけですね。だから、その根幹にある地下茎を、言論の自由という地下茎を駄目にしてしまえば、もういろんな様々な自由が全部枯れてしまう、消えてしまう、そういう非常な危険を持っていてということですね。その恐ろしさということを一体どこまで考えて今の内閣はこういう乱暴な法律を作ってくるのかということで、私はもう肌寒くなる思いがして、もうこういう人たちには二度と議壇に立つてほしくない、二度ともう姿を見せないでほしいと。

また、これだけのことをやるんだったら、なぜ公約にこういうことをうたわなかつたかと、うちの党はこういうことをやりますよと。これは憲法を曲げかねないことですから、当然それは公約にうたうべきですね。公約には一言もつたっていないで、政権取つたらこういうことをやると。とにかくでもない話ですね。だから、そういう人たちはもう一度と議場に現れてほしくないという強い怒りを覚えていきます。(拍手)

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。参考人。

次に、大山参考人にお願いいたします。大山参

○参考人(大山永昭君) 東京工業大学の大山でございます。

私の方も、これから、ITを専門にしてきておりますので、その観点からの意見を述べさせていただきたいと思います。

初めに、こういう場を与えていただきましたことに關して、深くお礼を申し上げたいと思いま

す。五枚紙の紙を提出してございますので、この紙に従つて説明を申し上げたいと思います。

最初に、私自身のことをちょっと簡単に紹介申し上げたいと思いますが、私は、高度情報通信社会推進本部の有識者会議に一九九四年、設立当時に入りまして、その後、一九九八年に開催されました電子商取引等検討部会の座長、及び二〇〇〇年に開催された個人情報保護検討部会、先ほど堀部参考人の方のお話がございましたが、そちらにも委員として参画しております。

(委員長退席、理事若林正俊君着席)

私自身、ITを専門にしておりますので、その観点から、個人情報保護に関する本日の五法案に關係する意見を述べさせていただきたいと思います。

初めに、一でございますが、まず、IT技術の重要性につきましては諸先生方は既に十分御案内とは思いますが、改めてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

IT化の目的は、国の繁栄を維持し、更に発展させることであるというふうに考えております。これはIT化以外にも様々なものがございますので、別にITが唯一のものであるということを申し上げるわけではありません。そしてそのため、現在の状況を見ますと、やはり、我が国の経済の回復、成長を図る、あるいは新しい基幹産業を育てる、さらには、既存産業の国際競争力の回復といったようなことにITが有効であるというふうに見ているわけであります。これは一九九四年当時から見ますと、予想以上に欧米等の外国、最近はアジアも入っておりますが、そちらの進展

が進み、我が国は後れを取ってきたという状況にございました。したがいまして、ITの導入といふのは、あくまでも手段であつて目的ではございません。これは有効な、極めて強力かつ便利な道具であると、最も先進的な道具の一つであるといふふうにお考えいただきたいと思います。

歴史を振り返つてみますと、ちょうど例えれば自動車が出てきた時代がございました。これによつて我が国の産業が大きく発展したのは疑う余地のないところであります、一方では不幸にして様々な事故が発生したことでもござります。

のために、車の通行を円滑かつ安全に行うために道交法と呼ばれるような法律ができてきましたので、ITという極めて強力な、そしてまた便利な道具がこれから世の中になります普及していく状況下において、何らかの、道交法に当たる、事故を未然に防ぐための必要な法律というような位置付けではないかと思うわけであります。

したがいまして、本来の目的から見ますと、元に戻りますが、個別分野のIT化の議論をしていけるのではなく、社会全体のIT化が重要となつてまいります。これをもつて高度IT社会と言つてはいるわけであります。したがいまして、各個分野のIT化の議論でないことはもう明白だと思います。そのため、現在、私もIT戦略会議等に参画させていただきましたが、インフラの整備それから法律等の改正を含めた環境整備、さらには電子政府、電子自治体の構築などに携わってきたわけでございます。

それでは、IT化された社会とは次に何であるかというのをちょっと簡単に紹介申し上げたいと思います。この将来像があれませんと、あるいはその将来像に向かたマップをかきませんと、今は入ります。これはどういうことかというと、キ

ングファイルが、A4の紙千枚で厚いキングファイル一冊と考えても、千冊が数センチのディスクの中に入るということであります。言うまでもなく、我々の生活はリアル空間というものに閉

じております。後ろに三枚紙で図を付けてござります。一枚おめくりいただきまして、図の一といふのをこちらください。表題が「従来の社会活動」と書いてございます。この絵は、「ここにいる女性

が我々だと考えますと、この現実の世界、今日も現実空間でこのように議論をさせていただいておりますが、意見を述べさせていただいておりますが、ショッピングセンターに行って買い物をする、病院に行って病院に、お医者さんに診てもらう、役所に行って行政手続を行うというのが現在の社会でございます。

もう一枚おめくりください。同じことが、IT化が進みますと社会全体に普及いたしまして、今度はインターネットに代表されるオープンなネットワーク空間の中にショッピングセンターができる、病院もできる、市役所もできるとなってまいります。この空間は、最大のメリットはある点からある点にほぼ瞬時に移動できることであります。アメリカ往復がコンマ五秒以内で行ってくるというのを、現在、我々が持っている技術ではほぼございません。

さらに、この世界におきましては、自由で様々な活動が行えるようになっているわけであります。一方では他人や架空の人物への成り済まし、あるいは情報の盗聴、改ざんといった脅威が存在いたします。そのために、法的な対策あるいは技術的な対策等が世界各国で取られてきているというのが現状であります。

この電子空間においては、さうに我が国にとつてメリットとして挙げますと、空間がほぼ無限とあります。例ええば、現在使われておらずますノートパソコンに入っている三・五インチ程度のディスク、光磁気ディスクでも何でも結構であります。たがいまして、法定資格についてはすべて電子空間ににおいて認証が可能でなければならないというふうに言えると思います。

それから、先ほども申し上げましたが、制度、法律などは原則同じということであります。これ

う面では他国に比べても不利な状況にござりますが、このITの空間というのを使うのは一つの戦略として極めて重要なポイントだろうと思うわけです。

それでは、前にお戻りください。

ている情報を分けがちになりますが、「ここで申し上げたいことは、原則論に立ち返ればどちらも同じ扱いをすべきであるということあります。今回、個人情報保護の関係につきましてはいわゆるマニュアル情報も含まれていると伺っておりますので、ここにはつきりと考え方が整理されてきたかなと思います。

グローバル化は避けられません。なぜかといふと、各国が電子空間と現実空間で制度、法律を合 わせようとする、電子空間において国境がない事実に気付けば、あるいはそれを理解すれば、各 国が自分たちに合わせようとしてまいります。し たがって、ITを進める中では、日本が積極的に この制度、法律を含めて電子空間の秩序を保つこ とも考える必要があるというわけでございます。

〔理事若林正俊君退席、委員長着席〕

さて、次に、個人情報保護などの課題に対する 対策として、システム工学の立場から、ちょっとお時間をいただきまして一般論をまず申し上げま

例えば、課題をブレークダウンして具体的な項目に書き下ろすというときには、ネットワークの伝送の例で申し上げると、情報に対する盜聴が起きる、あるいは改ざんが起きるというふうに細目に分けまして、それぞれの細目についての対策を明らかにすると。すなわち、すべての場合について一般的には書き出すということをやります。すべての課題に対する解決策は、ここが大事なんですが、制度的、組織的、技術的なもの組合せで対応いたします。これを明らかにいたします。

これ、ちょっと分かりづらいと思いますけれども、図の三つを「らんください」。すなわち、最後の

ページでありますけれども、「課題と対策の関係」と書きましたが、例えば個人情報保護でもあるいは情報セキュリティでも何でも同じであります。が、何らかの課題がありますと、それを細分化して項目の集合といったします。この中で、この集合に対して技術的な対策を打つ部分、組織的な対策を打つ部分、制度的な対策を打つ部分というふうに、三つのパッチを当てるという言い方をいたしますが、ここで穴がなければ十分な対策が打てたということになります。ただ、対策にはその効力及び費用等が違いますので、理屈の上で申し上げると、どの対策をどこに対しして組み合わせるか、最も有効な策はどうあるかというのを考えるのが一般的でございます。

申し上げたいことは、ここにありますように、その次の、前のページにお戻りいただきまして、「注」で説明申し上げたいと思いますが、各対策についてもう一度説明をいたしますと、制度的な対策というのは法的な措置などに当たります。それから、組織的な対策といふのはガイドラインなどによる自主規制等に当たります。それから、技術的な対策というのは暗号などの新しい技術を導入するといったものになります。組織的な対策については、現在、自主規制等に関しては、一般の方によく知つてもらうために、プライバシーマークと言われるようなものがされているというのはここに当たります。そして、技術的な対策としては、例えは個人情報保護について申し上げれば、匿名化する、ＩＴのデータベースを作るときにもすべて匿名化したデータベースを作るといったような、いわゆる匿名化技術というようなものを使うのが一例になつてまいります。制度的な対策は、申し上げるまでもなく、本日のこの課題である五法案等になつてゐるわけであります。

したがいまして、これら三つをうまく組み合わせて最適化していくというのが一般論になります。

ですが、制度的、組織的、技術的な対策の利害得失を勘案して最適化するとなります。そのときには、当然、各国の実情、例えば慣習や法令等によって最適解は異なります。したがいまして、諸外国とのプライバシーあるいは、済みません、個人情報保護報保護のレベルが十分であるかを各国で調整する国際的な観点から見ると重要な点はござりますが、やり方について一律であるという必要はないというふうに考えられます。

次に、四番目、IT社会における個人情報保護法の必要性について簡単に説明いたします。

社会のIT化に伴い、現在、個人情報の改ざん、漏えい、流出といった危険性が増大しているのは事実でございます。結果として、個人の情報が適切に扱われないのではないかといった不安感が社会一般に増大しているのも事実だと思います。我が国のIT社会の実現には、このような不安感をなくすための基本的なルールの整備が不可欠たること。先ほど申し上げました道交法と同じような位置付けのものは当然必要になるということになります。したがいまして、本法案は、我が国における個人情報の保護に関する基本的なルールとして有効であると私は考えます。

この中での留意点として二つ書きましたが、当然ながら他の対策との組合せが必要、言い方を変えると、この法律ができれば、個人情報の保護は万全ということではないということです。言うまでもなく、運用面及び技術面で十分な対策を打たなければならぬこと。さらに、被害に対して、すなわち対象とする情報のセンシティビティの度合い等によってはより積極的な策を打つ必要があるということですございます。その例として、ここに書きましたが、また、機微な個人情報については法制化、多分これは分野法になると思いますが、これを含めた検討が必要になるというふうに思います。実はこの文章は、一九八八年に出しました電子商取引等検討部会で私は座長を務めました。いただいたときに出したのと同じでありまして、考え方方は当時から変わっていないというふう

に申し上げたいと思います。

五番目、最後でありますと、セキュリティー対策の重要性と、個人情報保護という観点も、当然具体的な手段としてはセキュリティー対策がござりますので、その中でセキュリティーという議論がよく出ます。ただし、このセキュリティーを確保するための実際の手段は、常に我々が記憶おかなければならぬのは、制度的なもの、それから自主規制によるもの、それから技術によるものと、これをうまくバランスさせるということが大事だということになります。

具体的なもので申し上げますと、基本的なルールの整備に加えて、技術的、組織的なセキュリティー対策の充実強化が重要になつてまいります。

それから、情報システム全体のセキュリティー技術者が不足しております。例えば、電子政府、電子自治体等の安全性について様々な危惧が示されるときがございますが、これにつきましても、セキュリティーとして見たときに、情報システム全体でございます、この全体のセキュリティー技術者というのが現在不足しているというのが非常に困ったポイント、点であろうと思います。したがつて、こういった人材の育成、技術者の育成が急務と考えます。

ただ、技術が伸び、あるいは法律的な制度的な対策が取れたとしても、やはり一番重要なのは、eエシックと書きましたが、情報倫理というものを作これからは醸成していくかないと、そのための教育及び啓発というものをいかなければ社会的なコストは増すばかりでありまして、決してこれ得策にならないというふうに考えるわけであります。

一方では、情報セキュリティーに関する新たな技術開発及び実用化に対する積極的な支援も重要でありまして、様々な重要なセキュリティー技術がやはり我が国の中から生み出すというのも国策として重要ではないかと思うわけであります。それから、個人情報保護の話も含めて、情報シ

システム全体については、常に責任主体の明確化が極めて重要になります。その結果、システム運用、管理の適切な実施、さらには関連するシステムを含めた総合的なセキュリティ対策が重要となります。

最後に一言申し上げて私の意見を終わりにします。個人情報の保護に関する今回の五法案は、関連するこの法律が実施されるということにつきましては、IT技術の適切な利用、それから電子政府や電子自治体、さらには電子商取引などの発展に大きく資すると私は考えます。そして、我が国が更に繁栄し発展することを期待いたします。

○委員長(尾辻秀久君) ありがとうございます。

○参考人(山了吉君) 日本雑誌協会の個人情報・人権等プロジェクトチームの座長をしております山と申します。よろしくお願ひいたします。本日はこういう機会をうけていただきましてありがとうございました。

それでは、最後に山参考人にお願いいたします。参考人(山了吉君) 日本雑誌協会の個人情報・人権等プロジェクトチームの座長をしております山と申します。よろしくお願ひいたします。本日はこういう機会をうけていただきましてありがとうございました。

一応、今までいろんな意見を表明してきましたけれども、皆様のお手元にありますこの「緊急出版」というこの小冊子と、あと個人情報可決に際する抗議声明あるいは共同アピールですね、日本雑誌協会、九十数社、皆様がお読みになる雑誌はとんど入っておりました。

それで、雑誌というものはどういうものかといふのは、皆様、質疑応答、いろんな問題が起こったときに雑誌の情報をお使いになつたり、あるいは使われたりしていろんなことに直面されておりましたからよくお分かりだと思うんですけれども、日本雑誌協会がこのような形の緊急アピールを出したり、新聞広告の意見広告を出したり、あるいは声明文を出したりすることはほとんどありませんでした。ところが、この個人情報保護法が四年ほど前に問題になりました、私どもは、表現の自

由、言論の自由にかかる法律だということです。ここに一緒に座っております堀部委員長、当時は検討部会を堀部委員会と言いましたけれども、堀部先生、大山先生が属していらした委員会のヒアリングに私参加いたしまして、その後、園部委員会、いわゆる専門部会ですね、これにも私ヒアリングで参加しまして、そのたびに出版、雑誌にかかる部分についてははっきりした意見を述べてきました。

それが、旧案が廃案になりました、その後、修正案というんですけど、修正案ができまして、それに対しても、旧案、廃止になりました旧案に対しても意見広告を出してありますけれども、今度修正案になつたときも、例えばこういう形で意見広告を私ども出しております。これは、新聞にこういう形で雑誌が一丸となって出すことは初めてです。これは、初めてというのと、前回も同じ法案で出したんですね、個人情報保護法案に反対する共同アピールと。私たちは言論の自由を脅かす法律を許しませんということをちゃんとこれは言つております。中を読んでいただければ分かりますけれども。

あとまた、この雑誌も講談社が緊急に出したんですけれども、この裏にも緊急アピールを出してあります。これは雑誌を黙らせる法律ではないのかというところで出しております。こんな、これだけかといふことで出しております。ここに藤井さんがいらっしゃるんですけど、おっしゃった、そのとおりなんですけれども、発表する舞台である本出版、雑誌は一行も書かれおりません。なぜ書かれないのかということは、ここに藤井さんがいらっしゃるんですけど、何度も藤井さんともお会いしまして話をしました。与党の議員の先生方、公明党、自民党、何

度かお会いしまして話しました。

ところが、去年から今年にかけてもそうですけれども、今、今日も村上正邦さんが、参議院の元の議長の、村上正邦さんが問題になったKSDのことが出ていますけれども、これは週刊朝日がやつたものなんですかとも、ほとんどが雑誌がターゲットにして、雑誌がスクープという形で記事にしたものが国会で取り上げられます。何も政治家のスキャンダルだけをやっているわけじゃないんですねけれども、往々にしてそういう政治家の

ことはありますけれども、それを聞いて、その問題を取り上げる機会が多いんですね。そういうこともありますからよくお分かりだと思うんですけれども、日本雑誌協会がこのようないい形の緊急アピールを出したり、新聞広告の意見広告を出したり、あるいは声明文を出したりすることはほとんどありませんでした。ところが、この個人情報保護法が四年ほど前に問題になりました、私どもは、表現の自

の積み重ねによってできる記事が多くあります。これは、先ほど城山先生おっしゃったような意味でいりますと、フリーライターがあるいは作家が取材するということは、つまり個人情報をきめ細かく集めてそれをノンフィクションの作品にしたり記事にしたりすることにつながります。

同じ個人情報ですけれども、私ども雑誌にしてみれば、なぜ出版社、雑誌というのが明記されないのであるのかと。つまり、放送機関、新聞社、通信社というの明記されています。その後、廃案になつたときに城山先生とか吉岡忍さんとかいろんな方が抗議されて、著述を業とする者とか著述の用に供するものとか報道の用に供するとか、そういうものに、そういうほぼ作家を指すであろう、フリーライターを指すであろうというものは明記されておるんですけども、先ほど城山先生がおっしゃった、そのとおりなんですけれども、発表する舞臺である本出版、雑誌は一行も書かれおりません。なぜ書かれないのかと、先ほどのこと

に准ずるんですけれども、報道というものをどうしてこんなに狭くしたんだということを疑問に思つております。というのは、皆さんも何度も何度も話聞かれておりますけれども、不特定かつ多数の者に客観的事実を事実として知らしめることなどと、それにに基づく見解、意見を含むと、客観的事実を事実として知らしめるということはどういうことなんだ。

これもここにいらっしゃる藤井さんと何度も話し合いましたけれども、委員会の衆議院の議事録読みますと、客観的事実を事実として報ずるというはどういうことかということを何度も質問されております。それに対する答えですね。細田大臣なんかは、社会の出来事を広く知らせることですと。じゃ、そう書けばいいじゃないですか。社会の出来事を広く大衆に知らせる、公衆に知らせる。何でもいいですよね。つまり、報道という定義は何も客観的事実を事実としてなんて持ち出す必要はないわけですね。

これはどういうことを意味するかと。何月何日、どこで何がどう起つたと、こういうことを

ニュースとして、いわゆるニュースとして報ずる

ものが報道であって、まだれも知らないもの、例えばスクープなんてだれも知りませんよね、それは報道に入るのかと。だから、今度は行政の方々がその委員会で、衆議院の方で記録を読みますと、いや、報道機関が報道と思えば報道ですよと。何を言っているんだと。そうは読めないだろうということなんですね。

だから、私どもは、この報道の定義について、幾ら委員会とかそういうところで言つても、条文をそ書けばいいではないかということを何度も言いました。それは通りません、しかし。はいというので、次に最終的に附帯決議でちょっと雑誌、出版も含むということ入りましたけれども、附帯決議というのは本会議の議決事項でもありませんし、法律の条文に載るわけでもないし、附帯決議でも付けておこうかというような感じがあるような気がしてしようがないですね。これは失礼かとも思いますけれども、ちょっと附帯決議に載ったからどうだというんだというようないところが正直なところあります。

それから、何で報道をこんなに定義をするのかというと、やっぱり主務大臣ですよね。だから、主務大臣がどうかわかるかです。主務大臣の権限が大き過ぎますよね。その主務大臣が例えば去年お辞めになった某議員だったりした場合どうするのかというように考えたときは、その主務大臣の判断じゃないですか。じゃ、その主務大臣はじゃ自分の問題がかわったときどうするんですか。その主務大臣がそんなに権限があって、我々が信用しろといったて信用できるわけじゃないでしょうかというふうに言いたいわけですね。主務大臣の権限がもし必要だったら、主務大臣の立証責任とか主務大臣をチェックする第三者機関なんかは考えられないのかと。これは野党案も出ておりましたけれども。そういうふうに考えるぐらいですから次に、この報道の除外のところの第三項にやつぱり報告の努力義務の規定があります。この報告の努力義務の規定というのは、個人情報

取扱事業者で適用除外に関しても、非常に当該措置の内容を公表するように努めなければならぬという努力義務なんですかと、これは五十条第三項は拡大解釈もいろいろできるんじゃないかなというので、ちょっと危惧しております。

それで、実際に私どもが雑誌の取材というのが

どういうふうなものになるかということで危惧するのは、これも三十五条でしたかね、一応、主務大臣は、三十五条に、主務大臣は表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないという縛りがあります。確かにそれは縛りはあります。しかし、その表現の自由を妨げてはならない主務大臣が報道か否かを分けるわけではならない主務大臣が報道か否かを分けるわけですね。報道か否かを分けるということとは、つまり報道か否かを分けた段階で、報道ではないと

いうのはどういうことだろかということと話をした、自民党的衆議院のこの案を作られた先生方と話したときに、先生方が、フリージャーナリストと称するやから、あるいはブラックジャーナリストも一緒にして適用除外にはできませんよねと

いうようなことを聞きました。フリージャーナリストと称するやからとかブラックジャーナリストと。確かに、いわゆる政治の周辺にはいろんな方

がいらっしゃることはよく知っています。私もうまくしやることはよく知っています。私も

もう編集者を二十数年やっておりますので、もう議員会館も何百回来たか分かりませんけれども。

要するに、はっきり言ったら、報道と称してカツアゲしたり、あるいは何か善からぬ動きがあるといふようなこともあり得るということだと思うんですね。

例えば、政治家の先生方が身辺をどうも探られていらっしゃると。フリージャーナリストと称するやからが徘徊して、何やら怪しげな動きをしてお

るというようなことがあつたとしますね。そうした場合には、これは報道以前だと、報道になる前の話なんだということになつた場合には、はつきり言つてその報道に対して、その前の段階で主務

大臣への警告、あるいは主務大臣に言われますと、その主務大臣からちょっと待つてと、これは

個人情報がそのネットワークによって流通するということが不可避な状況になってきたわけでございます。しかし、一方で、個人情報が不正な状況で流出をしたり、あるいはプライバシーを著しく侵害をするというような事件も起っているわけでござります。また、こういう明確な事件まではいかなくとも、例えば身に覚えのない業者からメールが、ダイレクトメールが来ると。子供の入学するときなどはねらつてこういうダイレクトメールが来るということもよくお聞きをいたしますし、実は、私自身も、今日がちょうど誕生日なわけでございますが、誕生日をねらつていろんなダイレクトメールが来ると。今年、年男でござりますので、羊関連の商品のグッズというものが多かったわけでございますが、このようないろんな状況をしたやはり不安を国民の皆さんに持っているんですね。この個人情報保護法案は、こののような社会状況の中でのようによこの個人情報を保護していくのか、あるいはさらに利活用をしていくのか、こういうことが問題の本質であるうというふうに思っています。

しかし、一方で、マスクの、メディア規制法ではないかと、こういうような議論も先行をいたしました、正に現代社会の大きなテーマの一つであります情報ネットワーク全体の問題についての費用ですか便益ですか、そういうことの議論が論じられない傾向にあつたと。こういうことは誠に残念な傾向ではなかつたかなというふうに思っております。

そこで、まず、我が国のプライバシー保護の第一人者でもあられ、またこの個人情報保護法検討部会の座長とされて今法案の取りまとめにも中心的な役割を果たされました堀部参考人にお尋ねをさせていただきたいと思いますが。

今法案は、先ほど申し上げましたとおり、いわ

ゆるメディア規制法ではないかということでマスクのキャンペーンの中で議論があつたわけでござりますが、小泉総理も度々強調されておられますとおり、いわゆる表現の自由ということとプライバシーの保護ということ、この両立を図るという観点から、いわゆる基本五原則の削除など、大幅な修正が加えられたわけでござります。

私自身もどういう論点についてまずお聞きをしようかなといろいろ悩んだわけでございますが、やはり一応、この原点というものに立ち返りましたが、表現の自由とプライバシーの保護、この両立について、表現の自由とプライバシーの保護、この両立いろんな経緯の中で、あるいは国際的な潮流も踏まえまして、御見解をお聞かせをいただければと思います。

○参考人 堀部政男君　ただいまの野上先生の御質問の最初のところは、この個人情報保護をどのようにして進めるかということで、いろんなところで議論になつてているところであります。

この問題の経緯を最初に少し申し上げましたが、一方で個人情報保護をどう図るのかということで、特にヨーロッパにおきましてはオムニバス方式ということで、民間部門も含め、公的部門全部、民間も公的も含めまして対象にする、こういうことで法律ができてきました。

これは、ヨーロッパ大陸の場合ですと、今日日本本の法律の基礎になつていますように、体系的な法律を作るという点で大変優れた能力を持つている人たちですので、個人情報を保護するためにはどうするのかということで、非常に体系的な法律を作るようになりました。そうなりますと、そこを表現の自由との関係というのが出てまいりますので、一方では各国とも表現の自由については憲法上保障されていますから、そこに新たに体系的な法律を作りました。

いろいろ経過はござりますけれども、一番確

に表れていましたのが一九九五年の十月に採択されました欧洲連合、ヨーロッパ・ユニオンの個人データ保護に関する指令であります。その九条でその調整を図っているところでありまして、またこの指令に従つて各國ともその調整を図るということをしてまいりました。

日本におきましても、これまで、これも先ほど触れましたように、各行政機関がそれぞれの分野で自主的な対応をするためのガイドラインを策定するというようなことで来ておりましたが、九年段階になりまして、やはり全般的にこの問題を考えなければならぬということで、高度情報通信社会推進本部の個人情報検討部会が七月にスタートいたしましたが、そのとき、やはりこうした調整を図る規定を設けるべきであるということでおきましてその調整を図るということを明確に出了したところであります。

それが、その後、様々な議論がございますが、現在の法案でこういう形になつていると。それから、先生御指摘のように、五原則の削除というよどで、特にヨーロッパにおきましてはオムニバス式ということで、民間部門も含め、公的部門全部、民間も公的も含めまして対象にする、こういうことで法律ができました。

○野上浩太郎君　ありがとうございました。

今お話をございましたとおり、この表現の自由と、そしてこのプライバシーの保護と、この両立はやはりこの法案の要諦ではないかというふうに思っております。その調整は図られているというふうに考えております。

○野上浩太郎君　ありがとうございました。

例え、東京都ですが、私は、東京都の情報公開・個人情報保護審議会の会長を務めておりますけれども、この法案審議には非常に大きな関心を持っておりまして、この法案に沿つて東京都の現行の個人情報保護条例を改正するとすればどのようにならいいのかということを、これから検討していいくのかということで、現在自治体の方では大きな関心を寄せております。

そこで、東京都では、地方公共団体の個人情報保護のいわゆる制度化には深くかかわってこられたわけでございます。今の御意見の中にも、地方公共団体においては国に先行して先進的な取組がなされているところもある、我が国の個人情報保護法の調整をどう図るのかということがそれぞれ議論になりました。そこで、そこには大きな役割を果たしておられるというふうな法律を作ることになりましたので、そこには大きな役割を果たされました堀部参考人にお尋ねをさせていただきました。

そのような中で、今回の基本法制でござります

が、この中に、地方公共団体に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定及び実施する義務という項目もあるわけでござりますが、今回この法案と、既に自治体において設けられている条例等々があると思いますが、この二つの関係で、運用上何らかの対応が必要になりますが、今回この法案と、この指令に従つて各國ともその調整を図るということをしてまいりました。

日本におきましても、これまで、これも先ほど触れましたように、各行政機関がそれぞれの分野で自主的な対応をするためのガイドラインを策定するというようなことで来ておりましたが、九年段階になりまして、やはり全般的にこの問題を考えなければならぬということで、高度情報通信社会推進本部の個人情報検討部会が七月にスタートいたしましたが、そのとき、やはりこうした調整を図る規定を設けるべきであるということでおきましてその調整を図るということを明確に出了したところであります。

それが、その後、様々な議論がございますが、現在の法案でこういう形になつていると。それから、先生御指摘のように、五原則の削除というよどで、特にヨーロッパにおきましてはオムニバス式ということで、民間部門も含め、公的部門全部、民間も公的も含めまして対象にする、こういうことで法律ができました。

○参考人 堀部政男君　地方公共団体におきましては、条例制定が先行しましたことは先ほど申し上げたとおりであります。先生も御指摘のとおりです。

一九七五年には最初のプライバシー保護条例と言われております東京都国立市のは電子計算機運営組織に関する条例であります。その中に個人的秘密の保護という条項がありまして、これがプライバシー保護の規定だということで当時話題になりました。その後、多くの自治体で条例を制定するようになってきております。

その状況につきましては、以前は自治省で取りまとめて発表しておりましたが、今総務省でありますけれども、様々な規定がありまして、今後その違いというものを自治体としてどのように調整していくのかということで、現在自治体の方では

タンドードができることがありますので、自治体によって住民が個人情報の保護について差が今あります。

やり方をしているわけであります。

最初は、九九年の十月二十日、十一月十九日の条例で国の方に準じ、あるいはそれよりもよりレベルの高い保護措置を講ずることによりまして全国的にハーモナイズされたといいますか、調和の取れた保護措置が講じられるのではないかと、そのように期待しております。

○野上浩太郎君 ありがとうございました。  
もう一点、堀部参考人にお聞きをしたいんです  
が、堀部参考人、OECDのワーキングパ  
ティーの副議長なども務められたということござりますが、今法案には、旧法案にあつたいわゆるOECDの八原則を踏まえたこの五つの五原則  
というものが削除をされたわけでございます。

具体的な規定、義務規定の中で反映をされてい  
る、そういう部分もあるわけでございますが、こ  
れらの規定によって、いわゆるそのOECDの理  
事会勧告で言されました、ガイドラインに掲げる  
プライバシーと個人の自由の保護に係る原則をそ  
の国内法の中で考慮すると、こういう部分が達成  
をされまして、今後のいわゆる情報のグローバル  
な流通にとって支障はないかどうか、この辺の  
ちょっと御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○参考人(堀部政男君) OECDでは、一九八〇  
年当時、二十四か国でしたが、二十四か国の加盟  
国に共通する基準としまして、国内適用における  
原則として八原則を掲げました。これを基に、  
今、先生御指摘のように、国内法で考慮すること  
ということで、その考慮の仕方は様々な方法があ  
るわけであります。

ですから、先ほどもこれ触れました、昭和六十  
三年の行政機関の保有する電子計算機処理に係る  
個人情報の保護に関する法律も原則は掲げません  
で、それぞれの規定の中にその考え方を入れる、  
こういうことで対応いたしました。過去の法律の  
中でも、中に附則的なところで原則を掲げている  
ものもありますが、必ずしもそれを掲げないでそ  
の考え方を法律の規定に反映させると、こういう

段階ですと、基本法あるいはその前に政府全体で  
この問題を取り上げるようになりましたのは日本  
の歴史始まって以来初めてのことでありまして、  
その意味は大変大きいわけですから、まず個別の  
省庁でやつたものを今度内閣のレベルで全体  
として保護指針を出す、そういうようなことも考  
えられるのではないかどうか、あるいは基本法と  
いう非常に緩やかなものを考えたらどうか、この  
二つの案を九九年十月二十日段階では出しまし  
た。委員の皆様方は基本法でいいのではないか  
と、こういうことで基本法になつていったわけで  
あります。ですから、基本法ということで基本原  
則を掲げました。

その後の議論の経過、いろいろございますが、  
御指摘のように、メディア規制法だという批判が  
出てきましたので、現にこれは法制化専門委員会  
でも、五原則をメディア規制すると問題が起  
るということで、途中の段階でそれを削除すべき  
だという意見も出しまして、それは議事録にも出  
ております。

そういうことで、実質的にOECDの原則が規  
定の中に入つていけばOECDの勧告というものは  
実現されるわけでありまして、今の審議中の法案  
でいいますと、第四章の個人情報取扱事業者の義  
務等の中に具体化されていふと見ておりますの  
で、五原則はなくともいいのではないかと、こう  
いうふうに考えております。

そこにはむしろ、今度トランスポーダー・デ  
タ・フローといいますか、個人情報の国境を越え  
る流れというのはもう瞬時にありますので、  
それのむしろ障壁にならないような規定の仕方と  
いうことになりますと、この第四章是非常に緩や  
かな規定ですので、そのような障壁にはならない  
と考えております。

○野上浩太郎君 ありがとうございました。

それでは次に、大山参考人にお聞きをさせてい  
ただきたいと思います。

大山参考人のこのIT技術の重要性等々の今の  
御意見、本当に感銘を持って聞かせていただきま  
した。

今法案の議論の中で、えてしてネットというも  
のは危険なものであるんだということばかりが  
クローズアップをされまして、そのマイナス面ば  
かりが強調されまして、いわゆるネットワークの  
有用性ですか情報産業の可能性、こういうもの  
が萎縮をしてしまうということになりますと、こ  
れはもう本末転倒のことであろうと思いますし、  
その費用と便益というものをやはりバランスを  
持って考えていかなければならぬというふうに  
思っております。

そして、そのマイナス面の中、セキュリティの面  
についていろいろな話がございまし  
た。大山参考人のお話の中でも、制度的、組織  
的、技術的なこの三つの側面で対応していくべき  
だと。正にそのとおりであると思します。

その中で、具体的な取組で、プライバシーマー  
クの話ですか匿名化技術というお話もございま  
した。そのほかにも、例えば指紋の認証ですか  
いろんな取組があると思いますが、もしこのほか  
にも具体的なセキュリティに対する取組のよう  
なものがございましたら教えていただきたいとい  
うふうに思いますとの、重ねて、情報倫理のお話  
もございましたが、正にやはり情報を取り扱うの  
は人であるという観点から、情報教育あるいは情  
報リテラシーの重要性というもののも論をまたない  
ことだらうと思いますが、これに対してもどうい  
う具体的な取組が有効であると思われますか、こ  
のようなこともお聞かせを願いたいと思います。

○参考人(大山永昭君) 具体的なセキュリティ  
に関しては、先ほどお話し申し上げましたよう  
に、対象となる脅威、すなわち守るべきものが何  
で、それに対する脅威が何かというふうにまず考  
えまして、その脅威に対する対策がリーズナブル  
な費用があるいは非常に大きく掛かるのかという  
ようなことで、一般的には、その破られたときき  
いはその脅威を受けたときに受ける被害と対策  
は、今申し上げたものが一つの大きな日本の中に  
おけるインフラになっていくんではないかなとい  
うふうに考えます。一方では、大臣や議員の先生

に用いる費用のバランスで一般的には考えるとい  
うのは、議員が今お話しになつたとおりだと思います。

その観点からは、まずセキュリティ技術の中  
で、欧米等の国も同じでありますけれども、我が  
国にとつては現在推進している電子政府、電子自  
治体というものに対しては非常にこのセキュリ  
ティーについて厳しい、あるいは要求の高いもの  
がございます。

具体的には、昨年の十二月に通過いたしました  
公的個人認証サービスと呼ばれる電子署名の技術  
を各自治体から提供するのが今回、法律が通つ  
ておりますけれども、この技術は電子空間において  
本人を特定するだけではなく、本人の申請、申告、  
あるいは官側、すなわち中央政府あるいは自治体  
等から受ける各種証明書、通知等に関しても、暗  
号化をして安全に受け取るための手段として位置  
付けることができます。

この安全なかぎ、我々暗号の世界では暗号の手  
法、アルゴリズムと我々言っていますが、その手  
法については一般的に公開されておりまして、問  
題はそれぞれの人が、あるいはそれぞれの機器に  
埋め込むかぎのデータを秘密にすることで安全性  
を確保するというふうになつています。昔です  
と、手法も公開しないで全部秘密にするというの  
が一般的だったんですが、現在は暗号の強度の觀  
点から公開されていて、専門の人たちがそのアル  
ゴリズムの強度を客観的に評価していると、こう  
いう状況なんですね。その観点から、今回の、申  
し上げました公的個人認証サービスに係る、ある  
いはそこで用いる暗号は十分な強度を持つ、そ  
の大きさが自治体から国民の権利を守るための手段  
としての、行政サービスを受けるという権利です  
が、そのため配布されるようになってきている  
と。

したがって、そのセキュリティ技術について  
の大きさが自治体から国民の権利を守るための手段  
としての、行政サービスを受けるという権利です  
が、そのため配布されるようになってきている  
と。

方あるいは知事の方たちの役職公印の同じような電子署名というが作られているというのが実態です。

それから、情報リテラシーに関する教育等に関してであります。ここは非常に難しい問題であります。まして、こういうことを言うと大学の人間として身内から怒られるかもしれないですが、大学の中には自分の分身を作りうとする人は多いんです。ですが、新しい分野について新しい勉強をしようという方は少ないですよ。したがって、システム全体のセキュリティーが、技術者が足りないと申し上げたのは、実は教官が足りないという言い方もできまして、こういった新しい分野に積極的に入り込むような誘導策を取るのが一つの方法ではないかと。

そのためには、やはりセキュリティーは自動車なんかと同じで、実際に自分が手を下して理解しないと、理屈だけ知っていても駄目であります。その意味では、電子政府というの私は非常にいい実例だろうと思うんですけれども、こういうところに大学の人間あるいは具体的に企業の中でも大学の方に来てもらって、一緒になって、産学の共同のような形もあると思いますが、そういう形で新しい分野について入っていくような支援策、あるいはそういう誘導策をお作りいただくのが一番効果的じゃないかなと考えます。

○野上浩太郎君 ありがとうございました。ちょっとまだお聞きしたい点あるんですけど、時間が参りましたので終わらせていただきま

す。

ありがとうございました。  
○高嶋良充君 民主党・新緑風会の高嶋良充でございます。

今日は、参考人の先生方、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、大変御苦労さまでございました。まず、堀部参考人にお伺いをいたしたいのですが、先ほどのお話を聞いておりましても、堀部参考人は、国際的というか、とりわけOECDのブ

ライバー問題にも大変詳しいということで御承知をさせていただきました。

そこで、自己情報コントロール権の問題なんですね。自己についての情報とその流れをコントロールする個人の権利であるというふうに思つていまして、そういう意味では積極的、能動的なプライバシー概念であって、法の目的にすべきだというふうに思つてます。

それで、OECDの勧告あるいはEU指令でも、自己情報コントロール権の権利を確保することが国際的には共通認識になっているんではないかなというふうに思つてますけれども、この辺の考え方も含めて、やっぱりこれはきちっと明記をすべきではないかというふうに思つてます。が、御意見を伺いたいと思います。

○参考人(堀部政男君) 高嶋先生御指摘の自己情報コントロール権につきましては、私なども論文の中などで随分議論を展開してきたところであります。プライバシーの権利につきましては、一八九〇年のウォーレン・アンド・ブランダイスの「プライバシーへの権利」という論文から議論が始まっていますが、そのときは、一人にしておかれる権利、一人によっておかれれる権利とでも訳すことができますが、そのときは、一人にしておかれる権利、一人によっておかれれる権利とでも訳すことができます。

○野上浩太郎君 ありがとうございました。

時間が参りましたので終わらせていただきま

す。

ありがとうございました。  
○高嶋良充君 民主党・新緑風会の高嶋良充でございます。

今日は、参考人の先生方、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、大変御苦労さまでございました。まず、堀部参考人にお伺いをいたしたいのですが、先ほどのお話を聞いておりましても、堀部参考人は、国際的というか、とりわけOECDのブ

うかと当時相当議論が起きましたし、そういう中で、自分の情報がどこにどのように記録されるのかということなども含めて自ら決定する権利と考へるべきではないだろうか、こういう学説などもしてまいりまして、これがアメリカでは相当一般化するようになってまいりました。

その考え方は、今、先生御指摘のように、むしろ能動的、積極的な権利概念でありまして、自分の情報は自分のものである、知る権利の対象になるかどうかというのはこれも議論のあるところであります。少なくとも自分のものであるから、相手がそれを集める、収集するとか取得するとか、ある目的で集めますので、それを他の目的に使う場合にはまた本人の了解を得るべきであるとか、そのような形でそれぞれの場面場面に応じて本人が関与し得る考え方が取られてきました。自分の情報がどうなっているかということも、原則本人の了解を得てというようなことです。

どちらがそれを持ち得るかというと、明らかに権利とでもいいましょうか、開示請求する権利というのもそこに含める、誤りがあれば訂正を求める、その相手が訂正しなければ異議を申し立てる等々、そういう一連の流れとしてこれを考えていくことが全体として自己情報コントロール権の考え方であります。

○ECID八原則も正にその考え方立っております。ただ、OECDの一九八〇年の「プライバシー・ガイドライン」の中では自己情報コントロール権という言葉は使つておりません。EUの場合もそのような明確な表現はありません。考え方としては、全体として自己情報コントロール権の考え方立っております。

今回の法案につきましても、最初の個人情報システムの在り方についてという中間報告をまとめた。たゞ、OECDの「プライバシー・ガイドライン」の中では自己情報コントロール権という言葉は使つておりますが、そのときは、一人にしておかれる権利、一人によっておかれれる権利とでも訳すことができます。

これは、メディアとの関係で出てきた、主としてメディアとの関係で出てきた議論ではありますけれども、むしろ消極的、受動的な権利概念であり、それが二十世紀前半のアメリカでは各州の裁判所で認められるというふうになつてまいりました。六〇年代に入りまして、コンピューター化が進む中で、これでプライバシーが保護されるんだろ

が、特に野党案になりますので、そういう言葉ではないんですけども、趣旨が恐らくそういうことではないかと思いますが、それを入れなくとも私は理解しております。また、五原則を削除をいたしましたので、ここで一条の目的にコントロール権的なものが入ったときに、同じようなというふうに理解しております。

そこで、まず一つは、米国の医療分野における個人情報の保護の在り方はどのようになっているのかということと、もう一つは、私どもは、今回こののような基本法というか、包括法では広く薄く網を掛けると、こういうことで、とりわけ個別分野というか、この医療の分野においては個別を是非策定すべきではないかという、そういう考え方立っているんですが、その点についても参考人の御意見を、御見解を伺いたいと思います。

○参考人(大山永昭君) 制度的な面で、一般については私の範囲を超えておりますが、今の御質問は医療の関係でござりますので、そちらについてお答え申し上げたいと思います。

○参考人(大山永昭君) 制度的な面で、一般については私の範囲を超えておりますが、今の御質問は医療の関係でござりますので、そちらについてお答え申し上げたいと思います。

まず、アメリカは基本的な全体に掛かるよう個人情報保護法に当たるものは現在ないということがございます。しかしながら、HIPPAと呼ばれる医療分野に関する個人情報保護につきましては、記憶が定かではないですが、つい先月頃だつたと思いますが、アクトティブになつていますので、実際にはそれが実施されているというふうに伺っております。この個人情報保護については、言うまでもなく医療関係のものということに野で切れているわけでありますけれども、その

ようなものがございます。

一方、御案内のとおり、ヨーロッパはEUの指令から各国整備されており、実は私、今日これからオースロへ立つんであります。これがまさしく医療との関係の会議でございまして、その中で出でております話題の一つに、日米欧だけではもちろんございませんが、例として日米欧で申し上げますと、医療の分野におきましては、ヨーロッパ、欧州、それから米国、日本の中では日本が、法整備、法的な面から見ると、個人情報保護という法律で見る場合には一番薄いかのように見えてしまいます。もちろん、日本の中には守秘義務という別のが掛かっておりますので、それで十分かどうかの議論は別途あるとは思いますが。

しかしながら、前にも申し上げましたように、先ほど意見で申し上げましたように、医療情報は極めて機微な情報だというふうに、個人情報であると私も考えます。したがいまして、法制化につきましては、この法制化というものを絶対に必要であるというのがベストな解かどうかは、これは先ほど申し上げましたように、様々な方法がございますので、そこについては私は今ここで法制化を絶対必要というふうに申し上げることは私の専門知識の上からも十分ではないんであります。ただ、法制化をすべきかどうかを含めて明確な答えを出すべきだというふうには考えております。そうでないと、我々が、例えば議員の皆さん方も、あるいは日本国民が、ヨーロッパ、あるいは逆の立場で移動したときに医療情報が国際的に通用、流通しないといふことも患者さんそのものに対する不利益を被らせることになりますかねないといふことになりますので、私はできれば二年といふのがいいところではないかと思いますが、はつきりと結論を出すべきだというふうに考えます。

○高嶋良充君 ありがとうございます。

引き続いて、山参考人にお伺いいたします。先ほどの参考人御意見の中で、資料等を示していただきました。私もこれ事

前にいただいておりましたから読ませていただき

ましたので、新聞の意見広告なり緊急アピール、その中身と、それから、先ほどお伺いをして約三年半ほどこういう運動をされてきたと、こういう

ことですから、その重大な理由等も含めて具体的にお聞かせをいたいたところであります。

そこで、若手、私の経験も含めてお聞きをしたいのですが、とりわけ政治の分野においては、以前まではテレビ政局と言われるよう、テレビ

で事件が報道されると政局になつたというふうに今まで言われていたんですけれども、最近は週刊誌政局ではないかと、こういうふうにいろんな

方から言われています。これは、先ほども山参考人の方からも出されましたように、政治家の不正スキヤンダルがとりわけ週刊誌報道が発端になって事件になつてきているというのが非常に大き

い。私も一昨年から今年の先ほどの予算委員会までずっと予算委員会の委員を務めておりましたから大半が週刊誌報道で予算委員会で取り上げら

れて、逆に国会質問がそういう形であったから捜査当局が動くというようなこともあります。これが

政局になつてきたというあれもあるんですね。私もこの一、二年の予算委員会で、今日判決出

ましたけれども、KSDの問題とか、あるいは鈴木宗男さんの問題、それから加藤紘一さん、それからこの参議院でもありました井上前参議院議長の問題、それからこの間は大島農水大臣の問題も予算委員会で取り上げさせていただきました。

私も、当初、週刊誌報道がされたとき、初めてこれを見て、最初は半信半疑なんですけれども、質問しようと思つて裏付けの調査をずっとしてい

ます。それが、それがでありますよ、それが今度の場合は報道の定義を主務大臣がすると、主務大臣が分ける

ということで報道の定義がなされたということですね。

それが、それがでありますよ、それが今度の場合には、私は、表現の自由の中の一要素である報道と

いう概念を一方的に定義をしたという限りにおいては、国家という権力がいわゆる言論の自由に介入してきたということにつながるんじゃないかな

うですね。だから、重大なやはり定義だと思つておられます。しかも、これは歴史に汚点を残すような定義じゃないかとすら思うぐらい重大な

定義だと思います。

定義をしなきゃいけないということがもしもあれば、さっき言ったように、社会で起こつた出来事

を広く大衆に知らせることで十分だと思うんです。報道とは何かと聞かれたらそう言えば

い。それを、客観的事実を事実として知らしめる

と、何か証分からぬような言葉ですよね。だから、そういうふうなことをするということは、

「不特定かつ多数」という「かつ」という中に、また

狭くして、余計また狭くすると。そういう意味で非常に大きな国会の、今度もしこのまま通るとすれば、私は大きな汚点じゃないかとすら思つてお

ります。

○高嶋良充君 もう最後になりますけれども、今、山参考人の方から憲法との問題でも言われました。私も基本的にはそういう考え方なんですかね。

そこで、主務大臣の介入との関係も含めて、このまま法案が通ると、雑誌・出版社、すなわち、とりわけ週刊誌なんですけれども、報道の自己規制とか自粛が起きるんではないかという、そういう危惧する声も聞かれるんですけれども、事務局を担当されておりまして、その辺の自己規制なり自粛の問題についてどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○参考人(山了吉君) 憲法の二十一条に、集会、結社、言論、出版及び表現の自由は、これを一切保障するということがうたわれています。これ

は、憲法の二十一章というの、集会、結社あるいは言論、表現というのは、これは民主主義を支える根幹の理念だというふうに考えております。これ

言わばテーゼですよね。これがあるからこの社会は、いろんな問題が起つても、要するに自由が保障されていると。やはりこの自由というのは、結局侵してはいけないということが、先人が学んでここまでたどり着いた人類の英知だと思うんですね。

れがどうぞ。

まず、堀部参考人にお聞きしたいと思いますが、四十年以上にわたってこの分野、個人情報あるいは知る権利等、本当に日本のこの分野、ずっと引つ張ってこられた、このことに対する心から敬意を表するものでございますが、今回の法案につきましても、いろんな協議会等で引っ張ってきていただいていると思うわけですが、たしか衆議院での参考人の質疑だったと思いますが、自己採点というんでしようか、現行の、今審議している法案につきまして、優とか八十点以上は付けられないけれども、七十点以上で合格だというような趣旨の先生のお話があつたと思いますが、この七十点と八十点の差といいますか、優と十点の差の部分は一体どういうようなことをおもんぱかっておっしゃられているのか、教えていただければ幸いございます。

○参考人(堀部政男君)　ただいまの魚住先生の大変答えにくい質問でありまして、衆議院の個人情報の保護に関する特別委員会におきまして細野先生からそういう質問がありました。御質問受けながら瞬間に思いましたのは、幾つかの点で減点せざるを得ないと思ったわけです。それは、先ほども申し上げましたように、もう二十年以上も日本は後れている。先進国でありますから、こういう個人情報保護についてきちんと対応してこなかったという、その点でまず減点があります。

それから、法案を出し直したわけでありますので、言わば再試験でありますので、再試験は最初から点数を低くするということになりますので、そないうことなどを考慮して七十点というより七点台と言つたつもりなんですが、細野先生は七点ですねと、こう言われたので、それがどうも独り歩きしてインターネットなどにも出ているとということですが、そういう今までのやはり日本の経緯、それからやっぱり出し直したということ、その辺りも考慮して、ちょっと八十点の優は付けられないのではないかと、こういうことで採点し

○魚住裕一郎君 溫かい御答弁、ありがとうございます。

それで、この個人情報の保護に関する基本法の方でございますが、個人情報取扱事業者という規定がありますが、子供、子どもの権利条約ということがありますが、子供がコンピューターを使つ

て個人情報を集めるというようなこともあります。それが事業になるような場合もあるかと思いますが、いろいろ訂正とかありますね、

利用停止とか。そういう作業が本当にその子供が、事業者である子供ができるだろうかというよ

うなちよつと危惧もあるんですが、この点、堀部参考人、いかがでございましょうか。

○参考人（堀部政男君）　この法案第一条第三項の定義からしますと、「個人情報データベース等を事実の用に供する」、つまり、

事業の用に供している者」でありまして、また、政令で定める範囲がまた決まってまいりますが、子供の場合でも、中学校を卒業して高校生か、う

るいは義務教育を終わって事業として個人情報等を、データベース等を扱うようになれば、それは

この個人情報取扱事業者になるというふうに解釈しております。ですから、成人であるか未成年者としており

であるかということは問わない規定だというふうに読んでおります。

○魚住裕一郎君 その場合における罰則というの  
が付きで種々あるわけでございますが、その辺も

含めて、未成年者の場合どうなのがかなという趣旨でござりますが。

○**参考人（堀部政男君）** 個人情報の保護を図るために何らかのサンクションが必要であろうということは各国とも議論をしていらっしゃるところであります。

し、またほかの国では何らかのサンクションを加える規定がございます。

日本でそこをどうするのかかなり議論をいたしまして、個人情報の不適切な取扱いそのもので直

接刑罰を科するというのは大変難しいだろう、またあるいは、個人情報を漏えいしたといいまして、これだけで刑罰を科するというのは難しいであります。別の言い方をしますと、個人情報の取扱

いとの関係で直罰主義は無理ではなかろうか。これは一方で、公務員の守秘義務の場合でも、秘密という要保護性と非公知性のありますものについてでも一年以下の懲役又は三万円以下の罰金になつておりますので、それを一般的には公知性のあります個人情報を不適切に取り扱つたからと、いつてそれに直接刑罰を科するのは難しいであろう。

そこで、これも検討部会などではそこまで刑罰は難しいということを言つたなんですが、非常に極端な悪質な場合には何らかのサンクションも必要であろうということで、法制化専門委員会の方でいろいろ議論をして、一般的にこの行政法規でありますこういう主務大臣の命令等が出て、それに違反した場合に刑罰を科すると、こういうことになりました。

ですから、子供であつても事業の用に供し、また特にＩＴ社会では、子供という言い方は変ですが、未成年者でもこういうコンピューターの使い方というのは大変巧みになつてきていて、その人たちが個人情報取扱事業者になり得る。そういうなりますと、いったん主務大臣の命令が出てからであります。通常はそこでそれに従つて改善するとかということになつてくると思いますので、刑罰規定はあるにしても、刑罰が科せられる例というのは非常に限られた場合ではないかといふことで、そこは、ですから未成年者にこういう刑罰を科するのがいいかどうかという辺りは議論があるかと思いますが、これでいきますと、そういうことになるのではないかというふうに思いました。

○参考人(堀部政男君) 子供版が必要なのか、この法律の解釈としてそこで対応するのかというところになると思いますが、後者で当面は対応できるのではよ／＼と思ひます。

のではないかと思ひます  
アメリカの子供オンラインプライバシー保護法  
は商取引との関係が中心でありまして、子供かどうか

うかというのはオンラインでは分かりませんから、そこで子供が申込みするということもある、あるいは子供の情報をどんどん集めていくこととする。アメリカで本人確認の方法としますと、クレジットカードを保有しますのがアメリカで言う成年者、十八歳以上だと思いますが、ということ

になりますので、クレジットカード番号でそこは  
成人か未成年者かということで区別をし、そういう  
うのものが無い者については親の同意を必要とする

ということになつてくるかと思います。  
そういう保護措置をやはり講じていくべきだと  
いうことで、これはECOM、電子商取引推進協  
議会の個人情報保護のガイドラインではのこと

を明確に入れております。  
それと、先生言われるのは、子供が情報主体としてという側面もあるらうかと思いますが、これにつきましては、今度、自分の情報の開示請求がどこまで可能かという、こういう問題にもなつてこようかと思います。

現行の行政機関法では法定代理人による請求が可能になっています。東京都でも同様な規定を設

けました。その東京都で特に議論になつたんですが、果たして逆に法定代理人が、本人が法定代理

人の許可を得なくとも、これ財産処分の問題ではありますので開示請求は可能なんですけれど

法定代理人が逆に本人に代わって開示請求したときに、本人としては親にも自分の情報を提供されたくないというようなものがある。例えば高校におけるいろんな教師とのやり取りや何かということについてそういうことがあるのではないかと。その場合には、法定代理人から請求があつたとき

きに、都として、ここも行政機関としてどこまで判断するのか難しいんですけれども、利益相反の場合には開示をしないことができるような規定を設けることによりまして解決策を講じたというようなことをしております。

るんだろうと思ひます。

三九  
一かがくの研究

判断するのか難しいんですけれども、利益相反の場合には開示をしないことができるような規定を設けることによりまして解決策を講じたというようなことをしております。

ですから、これはこの基本法にはその種のことは明確には出ておりませんが、運用に当たりましてはその辺りどうするのかということが今後とも議論になっていくかと思います。

情報倫理についてもう一つ御質問がございまして、これがついてはやはりリテラシーという言葉で、今まで情報リテラシーが大事だったということは事実でありまして、今もまだパソコンを使う上にしてもコンピューターシステムを適切に使ったためにリテラシーの向上ということは重要なことであります。そろそろ実運用に入ってきた時点ではやはり倫理観を醸成しないと、それをもって皆さん方が対応しないと社会コストが掛かり過ぎてしまうがないというところに私は先ほどのようなことを申し上げたかったわけであります。

特に子供にとっては、通常の悪口というと言葉

は悪いかもしませんか、子供同士のけんかがインターネットに出てくるようになってくると、これはちょっと大きな問題にやっぱりなりかねないと思、その辺のところを気にして申し上げたところでござります。

を発信するということまで含めていろんな教育をし、かりやつしていく必要があるんではなかろうかなど思います。が、その辺まとめて、若干の時間で申し訳ございませんが、御教示いただきたいと思います。

○参考人・大山永昭君 商取引につきましては、子供の場合、今、堀部先生がお話をなったとおり、本人に支払能力があるかどうかというところに大きく関与いたしますので、その意味では、これから電子マネーのよくなそれこそ小遣いが電子的に使える環境になつたときにどうかという状況が出たときに、もう一回考えなければならぬことがあります。

えておらない。  
ただ、各社、我々に寄せられてくるクイズのはがきとかアンケートのはがきとか、出版社は大体、私、今小学館にいますけれども、小学館では一日十万通、隣の集英社で七万通ほど来ますね。そういうものを管理、運営するようなシステムを作り、これはきちっとやっておりますけれども、ま

○魚住裕一郎君 放送業界では、例えば名譽を害されたというような場合に、B.R.O.でしたか、あるいはその他の業者を入れるときでもやつて契約して、外部の業者を入れるときでもやつておりますけれども。

最近の話題で、ニューヨーク・タイムズのブレア元記者という方が、数十本にわたり、何といいますか、取材もしないで、現地に行かないで記事を書いていた、いろんな盗用といいますか、作文も含めて。ニューヨーク・タイムズで、何か四ページにわたって、百五十二年の歴史で最悪というようなことで特集を組んで一生懸命検証されているというようなことがありました。

先ほど参考人のお話の中で、本当、一つ一つの取材を積み重ねながら不正を追及するというんでしょうか、そういうような雑誌記者といいますか、プロ魂といいますか、教えていただいたわけですがござりますけれども、やはり非常にセンシティブな部分も含めて、そういう部分の配慮というのがやっぱり必要になってくるんじゃないのか。逆に言えば、人間がやることですから、間違った場合にどう対処するのか。

先ほど損害賠償額の高額化というようなお話をちらつとされましたけれども、しかしそういうチャンスにとらえて、雑誌社自体が、この例えばニューヨーク・タイムズが自己検証をやったような形にしていけばもっと雑誌に対する信用が増していくんではないのかなと。政治の分野に対する信用が高いということで先ほどお話をあった。私も同感でございますけれども、その他の分野についてはいかがなものかなと思うんですが、この

○参考人(山了吉君) 雑誌も個性がある会社が多いし、雑誌そのものがそれぞれが一国一城のあるじで、雑誌の個性はあれなんですかとも、私ども日本雑誌協会では、雑誌人権ボックスという形で昨年立ち上げまして、これは雑誌協会の中の人権ボックスを作りまして、それで読者からの異議申立て、苦情を受け付けて、それを当該出版社に、発行している元にそれを送って、一応連絡回答をリターンしていく、それで答える。これは一応受付機関なんですが、雑誌協会を通すことによって逃げられなくなる、それと同時に報告の義務が生ずることで、トラブル、異議申立て、いわゆる人権にかかわることですね、人権にかかわることは大体ここを受付窓口として一応対応しよう。これは九十数社、ほとんどの社は一致しております。

それから、ニューヨーク・タイムズの件なんですがれども、私どももやっぱり他山の石にしづきやいけないと思うし、今までそういうものに対しての、編集長、副編集長、デスクみたいな体制で、雑誌の場合は時間がありますから、もしそれがとんでもない記事だった場合にはやっぱり一発で告訴ですよね、提訴されますよね。刑事、民事、両方問われて大きな問題になります。だから、そういうことに関しては、要するに編集長、会社、何度もやっぱり教育をやっている、各社やっていると思うんですね。

それで、やっぱりそここのところは、やはり記事というのはある種非常にセンシティブな、先ほどおっしゃったような意味での取材があるんですね。ですから、一つ間違えばやはり人権侵害が入り得るし、要するに書き方一つによつてはやっぱりとんでもない間違いもあります。そういうところはやっぱり自粛していかなきやいけないといふ意味では、雑誌協会には雑誌論理編領というのも設けておりますし、ゾーニング委員会という、これはまた別個なんですけれども組織も作つておつて、これはいわゆる青少年の健全な発展を図るた

めにもということで、これは第三者機関として作っております。

○吉川春子君 座ったまま失礼します。

日本共産党的吉川春子です。よろしくお願ひします。

今日は、参考人の皆さん、本当にありがとうございました。

まず、山参考人にお伺いいたします。

報道の定義について先ほど問題点を述べられました。雑誌は、客観的事実としてまだ国民に認識されていない事實を取材・報道することで客観的事実として世の中に知らしめるという大変な重要なことを行つておられるというふうに私は理解しているんですけれども、非常に残念ながら、私は怒りも持つていますけれども、この法律は成立する、採決もう直近という情勢に今の時点あります。

国会は、立法府であると同時に、行政に対しても監視機能を持っています。この時点で参考人が国会に望むこと、要望があればお述べいただけます。

○参考人(山了吉君) 新聞報道によりますと、明日、この委員会で採決して、その後、本会議で採決されるということは知っております。

それで、私どもがこうやって参考人として、ちょっととむなしいかなと思いつつ出てきたのは、やはりこうやって直接お会いして何らかの形の真意をやっぱり語つておきたいということ、やはり今出版社、雑誌が旧法案から本法案に至るまでずっと意見広告を出し、緊急アピールを出し、抗議を出し、やってきた過程みたいなものをやっぱりきちっと整理して述べておきたいという思いがありました。

それと、やっぱり国会の場合は立法府であり、行政を監視するというふうな意味での今、吉川先生のお言葉にありますように、私どももここできちつとした意見を述べておくこと、ここでの質疑

応答ないしはやはり議事録として残しておこなわれます。

○吉川春子君 ありがとうございます。

今日は、参考人の皆さん、本当にありがとうございました。

まず、山参考人にお伺いいたします。

報道の定義について先ほど問題点を述べられました。雑誌は、客観的事実としてまだ国民に認識されていない事實を取材・報道することで客観的事実として世の中に知らしめるという大変な重要なことを行つておられるというふうに私は理解しているんですけれども、私は怒りも持つていますけれども、この法律は成立する、採決もう直近という情勢に今の時点あります。

国会は、立法府であると同時に、行政に対しても監視機能を持っています。この時点で参考人が国会に望むこと、要望があればお述べいただけます。

○参考人(山了吉君) 新聞報道によりますと、明日、この委員会で採決して、その後、本会議で採決されるということは知っております。

それで、私どもがこうやって参考人として、ちょっととむなしいかなと思いつつ出てきたのは、やはりこうやって直接お会いして何らかの形の真意をやっぱり語つておきたいということ、やはり今出版社、雑誌が旧法案から本法案に至るまでずっと意見広告を出し、緊急アピールを出し、抗議を出し、やってきた過程みたいなものをやっぱりきちっと整理して述べておきたいという思いがありました。

それと、やっぱり国会の場合は立法府であり、行政を監視するというふうな意味での今、吉川先生のお言葉にありますように、私どももここできちつとした意見を述べておくこと、ここでの質疑

革委員会行政情報公開部会のメンバーでもあります。しかし、そのときも議論をいたしましたが、一方で、行政事件訴訟法全体の体系の問題である、情報公開法でそこを別のやり方するというのはどう

だらうか、こういう意見が強く、強い中で、政府

案では処分庁の所在地ということで実際には東京地裁というような、こういうことになりますので、国会における審議で高裁所在地の地方裁判所とい

うことで広がりました。

しかし、そのときにも、国会で議論になり、ま

た国会の外でも問題になりましたのは、例えば那霸市在住の方は福岡市まで行かなければならぬ

と、こういうようなことになりますので、これは四年後の見直しのときに今後更に検討されるか

と思います。

個人情報保護法案、これ、行政機関個人情報保護法案ですが、それにつきましても、やはり全体黒の時代を経験しておりますし、その中で大変大きな損失を日本は被ったわけですけれども、そういう御指摘を十分踏まえて、私たちもそういう中で弾圧を受けた先輩がいる党として皆さんの御指摘は肝に銘じて国会の中で頑張っていきたい

と、このように申し上げておきたいと思います。

○吉川春子君 もう一つ、堀部参考人にお伺いいたしますけれども、今までのところは変わっていくのではないか、また変わしていくべきではないかというふうに考えています。

○吉川春子君 もう一つ、堀部参考人に主務大臣

も、まず裁判管轄の問題なんですが、情報公開法におきましては高裁の所在地ということで裁判管轄が決められておりまして、これ、たしか野党あるわけですが、そういう非常に大きな権限を

持っているわけです。

それで、個人情報取扱事業者に対して個人情報

の取扱いに関して報告をさせることができると、こういう規定がありますので、報告は一番最初に来るわけですから、私はこれが非常に重要だと

思っています。

どんな場合に報告をさせるのか、政府に聞きました。それでも全然はつきりしません。そういう、どうい

う場合に報告を求められるのか、はつきりしない

○参考人(堀部政男君) 吉川先生御指摘のとおりだと思います。

情報公開法要綱案の策定をいたしました行政改

かがお考えでしようか。

○参考人(堀部政男君) この報告の徴収、それから助言、さらに勧告、命令というのは様々な行政

分野で取つていてる手法でありまして、それをこの中でも取り入れたと理解しております。

これ、衆議院のときにも議論になつたんです

が、野党提案の法案の中には個人情報保護委員会を設けるということで、主務大臣よりもそれの方

が優れている、こういう御指摘がありました。私も一研究者としてはそのように思つていまして、この議論の過程でも、それをどうするかというふうには考えましたが、一つには、先ほども、最初

のところで申し上げましたように、行政機関がこのところでも申し上げましたように、行政機関がこの問題については長年にわたる経験を積んでいます。

個人情報保護法案、これ、行政機関個人情報保護法案ですが、それにつきましても、やはり全体

の問題についても、それは行政改革の流れの中でも検討すべきだというようなことで議論になつていていたところであります。それを現在は更に司法制度改革の中で行政事件訴訟法についても検討しているのであります。それともう一つは、それ

で、それを活用するというのは一つ考えられます。それとともに、個人の論文として書くわけではありませんので、全体のこの行政改革の流れの中でも新しい組織を提案するというのは大変難しい

ところでもあります。そこの現実的でないと

いうこともあります。そこまで提案はいたしませんでした。

ですから、当面、この報告の徴収等、具体的に問題になるかと思いますが、そういう中で、主務大臣制がこの制度の監視という点では適していない

こと、この制度が明らかになれば、やはり将来的には独立した監視機関を設けるということも検討されべきである。それは衆議院の特別委員会の附帯決議にも出ているところであります。そのよ

うに考えております。

ですから、個別にどこについてどうかというところまでは、私も具体的なところまでは必ずしもよく知つてゐるわけではありませんし、むしろそ

の報告の求め方等については、先ほど山参考人も言わされましたように、これは報告の後の段階でも

そうですねけれども、もし行政の過剰な介入という

ことがあるとすれば、それは情報公開の時代ですので、それを明らかにすることによってそのことを世論としてチェックしていくと、こういう全体

としてこの問題を考えいく必要があるのでない

いかと思つております。

○吉川春子君 もう一点お伺いしたいんですけれども、個人情報取扱事業者について、政府の考えでは五千人くらいの個人情報を取り扱っている者というような一つの基準を示しておりますが、五千人というのがいかにもＩＴの時代に数としてはけた違いに少ないのではないか。五千なんというのはもうすぐ、何というんですか、超えてしまうわけですね。自分が持っているというか、アクセスできるというのが今の時代ですから。

そういうことを考えますと、この個人情報取扱事業者といいますか、どういう人を個人情報取扱事業者としてとらえていらっしゃるのでしょうか。

○参考人（堀部政男君） 個人情報取扱事業者といふカテゴリーを設けて、そこに主として法を適用するということで議論が進んできました。第三条の、「定義」で政令にゆだねていますのは、先生御指摘のように、ＩＴ時代におきまして、どの程度の規模の個人情報の取扱いの場合に取扱事業者になるかということについて、やっぱり実態を調べた上でないと明確にはできないのではないかということで、私たち、グランドデザインを描く役割を果たした段階では、そこはその後の実態調査にゆだねるということにいたしました。それが五千件、五千人になるのかどうか、そのように政府では答弁していると伺っています。

しかし、一方で、ここでも、ここではその取り扱う個人情報の量ばかりでなく、利用方法といふものありますので、その利用方法がこの個人情報取扱事業者に当たらないようなものであれば、それは除かれるということになります。

この個人情報取扱事業者を広くとらえるのか、あるいは狭くとらえるのかということは、やっぱりこの法律の適用の範囲を決めることになります。

この法律の適用の範囲とその関係で、この法の目的が達せられるかどうか、そこで決めていく必要があるかと思います。それから、抽象的にどこまでがいいというふうにはなかなか言い切れな

い問題ではないかと思つております。

○吉川春子君 大山参考人に同じ問題で伺いたいですけれども、個人事業、取扱事業者、五千人以上という問題について、いかがお考えでしょうか。

い、逆に言えば極めて簡単に集まる人数だろうと思ひます。

ただ、この法律の中で一番重要なことは、集めることに問題視といいますか、集めることをできないようにしよう、あるいはそれを、そちらを規制という言い方はありませんけれども、そちらに對して対処しようということではなくて、持つている人がしっかりとその情報を管理するということに主眼があると思うんですね。

先ほど言いましたように、個人情報というのについては光と影という言い方になるのかと思うんですけれども、個人情報がある程度流通することによって便利なものも一杯ございます。それがまたＩＴによって表に出しているものがいろいろあると思うんですけれども、その意味では、いろんな様な個人情報についての漏えい等の不安を減らすための基本的なルールとしての位置付けだと思ひますので、五千人ということについて、私の個人的な考え方申し上げれば、それは現時点での一つの見識から示された数字なんだろなというふうに考えます。

○吉川春子君 続いて大山参考人にお伺いいたし

ますけれども、住基ネットの本格稼働の日にちが迫っているわけですけれども、地方自治体の準備について、整っているだらうかという疑問が提起されています。

○吉川春子君 続いて大山参考人にお伺いいたしました。

個別的な考え方で申し上げれば、全くないというわけではありませんが、もちろんございませんので、技術でございますの

ふうに考えます。

ただ、御案内のとおり、非常に高度な技術者が入ってもしかやれば、全くないというわけではありませんが、もちろんございませんので、技術でございますので、したがって、私が今、議員の御指摘に対して回答すべきこととして申し上げれば、端的に申し上げれば、運用の仕方についての手法が各自治体に提供されております。これについて、まずそのマニュアルを遵守して適切に運用いただき、その限りにおいては技術者が、高級技術者が各自

に活動しておられます。したがいまして、皆様方の立場で出てきたつもりでおりまして、そういう

ことで今活動しておる身でありますことをまずお断りしておきますが、ということは、国民の目線でこの法律にしてもどうなのかということを見たいと思つております。したがいまして、皆様方の御専門ばかりでない、一般国民としての御判断ももしお聞かせ願えたらなという気でおるわけでございます。

実は、この個人情報保護法案も、先月、統一地

がどこにもいなくてはならないというふうに指摘される方もいるんですねけれども、各自治体でこう

いう住基ネットを稼働させて運用管理していくにについて、どんな技術者がそろっていれば怠りなくといいますか、うまくいくんだろうか、その点についてお考えはどうでしょうか。

○参考人（大山永昭君） 住基ネットについては、既に御案内のとおり、私自身もネットワークの設計等にずっと関与をしてまいりました。そのときの最初からの考えは、現時点で住基ネットの安全性を確保するための技術は、私は日本国内では最高のものになっている。なぜこういう言い方をするかといいますと、それ以上のものは多分軍のものしかないんだろうと思うからでございます。すなわち、金融が使っているシステムに比べても全く遜色がない、あるいはそれ以上のものを作つてあるというふうに考えております。それは設定するときの基本的な考え方ですが。

議員御指摘のとおり、二、三百人の小さなところについてどうかということがありますが、住基ネットは基本的に端末及びネットワークを含めてすべて専用化してございます。専用化することによつて逆に危険性といいますか、セキュリティーを下げてしまうようなソフトウエアや使い方を排除するためにそのような作り方を実はしてまいりました。

ただ、御案内のとおり、非常に高度な技術者が入ってもしかやれば、全くないというわけではありませんが、もちろんございませんので、技術でございますので、したがって、私が今、議員の御指摘に対して

回答すべきこととして申し上げれば、端的に申し上げれば、運用の仕方についての手法が各自治体に提供されております。これについて、まずそのマニュアルを遵守して適切に運用いただき、その限りにおいては技術者が、高級技術者が各自

に活動しておられます。したがいまして、皆様方の立場で出てきたつもりでおりまして、そういうことで今活動しておる身でありますことをまずお

断りしておきますが、ということは、国民の目線でこの法律にしてもどうなのかということを見たいと思つております。したがいまして、皆様方の御専門ばかりでない、一般国民としての御判断ももしお聞かせ願えたらなという気でおるわけでございます。

それで、地方自治体といいましても、政令都市のような百万人単位のところから数百人の村といふふうに考えます。

ただ、そこは大丈夫だと思います。

たゞ、そうはいっても、情報リテラシーの話と同じで、先ほど情報倫理も申し上げました。セ

キュリティーといふのは運用にも大きく依存するものがございますので、自治体の職員の方たちが不正あるいは不当なシステムの使い方、例えば、それこそ住基ネットと、多分各自治体がお持ちの既存の情報システムがございますが、そことは情報のやり取りがあると思うんですね。そっちの情報を外へ出してしまつ。ネットから出るんではなくて、既存のシステムから出すようなことではありませんが、多分一般的の国民、我々から見れば同じような危険性だというふうに思うんではないかと思います。

したがつて、その意味では、情報システム、自治体の情報システム全体でいえば適切な運用及び技術者が必要というふうになりますが、住基ネットのシステムに関しては、そこは技術で専用化してあってかなりの安全性が組み込んであるので、現時点ですぐに専用のかなり高度な技術者を配置する必要はないという、それよりも、まずは示された運用の仕方を遵守いただきたいというふうに、そちらの研修の方が先だらうというふうに思います。

したがつて、その意味では、情報システム、自治体の情報システム全体でいえば適切な運用及び技術者が必要というふうになりますが、住基ネットのシステムに関しては、そこは技術で専用化してあってかなりの安全性が組み込んであるので、現時点ですぐに専用のかなり高度な技術者を配置する必要はないという、それよりも、まずは示された運用の仕方を遵守いただきたいというふうに、そちらの研修の方が先だらうというふうに思います。

したがつて、その意味では、情報システム、自治体の情報システム全体でいえば適切な運用及び技術者が必要というふうになりますが、住基ネットのシステムに関しては、そこは技術で専用化してあってかなりの安全性が組み込んであるので、現時点ですぐに専用のかなり高度な技術者を配置する必要はないという、それよりも、まずは示された運用の仕方を遵守いただきたいというふうに、そちらの研修の方が先だらうというふうに思います。

○吉川春子君 時間が来ましたので、終わります。

私は、参議院になる前に、現場の声を国会にいふことで、いわゆる無党派、無派閥という国民の立場で出てきたつもりでおりまして、そういう

ことで今活動しておる身でありますことをまずお断りしておきますが、ということは、国民の目線でこの法律にしてもどうなのかということを見たいと思つております。したがいまして、皆様方の御専門ばかりでない、一般国民としての御判断ももしお聞かせ願えたらなという気でおるわけでございます。

それで、地方自治体といいましても、政令都市の最中からもう既に連休明けになつたら参議

院に来るだらうという予想が立ったわけで、統一地方選のときにもいろいろと使つたわけです。ということは、要するに、有事法制もそうでしようけれども、いわゆる地方行政に直接かかわってくらう問題として、個人の自由がかなり拘束されるかもしらぬ、あるいは拘束されないかもしないと、その辺の重要な問題だから、よくこの成り行きを注視してもらいたい、またそういう成り行きを反映できる地方議員を是非選出してもらいたいと、こんな言い方で言わせてもらつたんですけれども、私自身いろいろ勉強させてもらつていて、自分自身いろいろ勉強させてもらつていて、なつかか分かりづらい。

私自身、専門家でないところもござりますけれども、皆さんの御議論を聞いていても、基本理念もあり、個別の問題もあり、なかなか私、理解できないんですけど、とはいへ、このまでは法律が成立していくわけで、それはまた我々の問題に振り返つてくるわけですから質問させていただきますけれども、これはあくまでも、先ほど言いましたように、一国民としての立場、あるいは大変幼稚であり、おしかりを受けるような疑問かもしれないが、その辺をまずお許しを願いたいと思っております。

【委員長退席、理事常田享詳君着席】

一つは、「目的」を見ますと、「個人の権利利益を保護することを目的とする」と、大変いことでありますし、全然反対する要素もないですし、そのために基本方針を作るなり、国及び地方公共団体の責務もありますし、あるいは個人情報取扱業者の義務等が記載されている。非常に何の問題もないとは思ふんですが、えてして法律はそんないしょうけれども、要するに性善説に立つて人間を見れば、これはもうお任せしていいとこどと思ふんですね。ところが、実際法制化されると、なかなかそれだけでは解決されていない。そういうほかの、どうも性悪説に立つている人が悪用するんじやないかなというような危惧がたまに、時々起こつてくると、その辺が国民一般の大きな疑問であると思つんですけれども。

そういう面で、この法律もいろいろ出ておりませんけれども、いわゆる主務大臣といいますか、主務大臣といえば官僚も含むわけですね、主務大臣が非常に広がっていると。これは一つ一つ挙げると、までもなく御存じだと思うんですね、主務大臣の判断といえば官僚も含む。そういう人たちの裁量権が非常に広がっていると。これは一つ一つ挙げると、だから性善説に立てば、何も問題でないと思はれますが、最近の状況、いわゆる政治家なり官僚の行動を見ますと、いわゆる政治と金の問題あるいは官僚にしましてもいろいろと各省で、外務省あるいは防衛省なんかで首をかしげるようないろんな問題が起つていてると。そういう状況の中では、本当にそういう人たちを信用していいかどうかということが国民の大きな関心になる。その辺をどうお考えですかと聞くと、ちょっと政治的な御質問になっちゃうと思うんですが、そのぐらいうかいうことが國民の大きな関心になる。その裁判権を与えられるといふと、そのぐらいうかいうことになりますと、仮に、実際は主務大臣が自ら判断するわけではなくて、それを支える事務局で判断することになりますので、その裁量が広過ぎれば、むしろそれは裁量権の濫用として問題にし得ると、こういうことにあります。

私、ずっとこの問題かかわってきて、これも先ほど申し上げましたように、それぞれの幾つかの省庁で具体的にガイドライン作りなどもしてまいりましたが、私が接している限りでは、決して何か裁量権を濫用するようなことにはならず、むしろこの問題というのは、一方では個人個人のプライバシー、個人情報を保護するという、これもまた憲法上保障された人権でありますので、それと並んで、現段階ではここまで来ていまして、それを基に申し上げますと、以上のようなことがあります。

○参考人(堀部政男君) 岩本先生、今、素人と言わされましたか、今のような非常に鋭い問題を御指摘されたいと思います。堀部先生から。

それで、役人といいますか、役人の通例といいますか、大体前例主義で、大体自分の都合のいいようにいっしゃる心配があるんですね。そういうようなことを考へると、この裁量権がこれだけ与えられているということが、何か国民として非常に疑問といいますか、危なつかしい感じがするのですが、その辺、御専門の立場あるいは一国民としてどのように受け止めておられるか、まずお聞きしたいと思います。堀部先生から。

○参考人(堀部政男君) 岩本先生、今、素人と言はれましたけれども、こういう姿になつてはございませんけれども、こういう姿になつてはございませんけれども、この法律ができるということは、制度的な対策として、一つは理念規定としての個人情報保護の話はございました。これもまだ性善説だと思うんですけど、要はあとは行政罰、及び先ほどの堀部参考人の方がお話になられて、私も堀部参考人からずっと教わってきた者でありますけれども、その先のサンクションの話というふうになつてくるんだだろうなと思うわけです。したがいまして、我が国の状況を歴史的に振り返れば、これは大きな前進にやつぱりなつてゐるといふうに私は判断いたします。

したがつて、性善だけでなく性悪に立つたときにはどうかという先生の御指摘の話はよく分かるのですが、多分その性悪に立つときに、どこに対してもその性悪説を適用するかで違うと思うんですね。個人情報保護全体に対しては今回の法律でかなり効果はあるだらうと思います。

ただ、岩本先生御指摘のとおりの裁量権の保護については、分野については、分野法等で法的な、法制化を含めて個人情報の保護に対して検討するとなつておきましたが、基本は自主規制でございました。

自主規制がうまく機能する範囲がどういうところかのをよく考えてみると、一般的には社会的な信用を重んじる個人や組織に非常に有効な信用を重んじているところが、社会的な面から、あそこは個人情報を保護していないといううわさか何でも結構ですけれども、そういう評判が立ちますと、結果として行政罰で受けるような被害以上のものを一般的には受ける。したがつて、社会的な信用を重んじるところには自主規制というは非常に効く。これは一見、今のはこれがこれでいいですけれども、個人情報保護の話はこれでいいですけれども、個人情報保護の観点から見ると、実はこれは性善説になつてゐる法律ができるということは、制度的な対策として、一つは理念規定としての個人情報保護の話はございました。これもまだ性善説だと思うんですけど、要はあとは行政罰、及び先ほどの堀部参考人の方がお話になられて、私も堀部参考人からずっと教わってきた者でありますけれども、その先のサンクションの話といふうになつてくるんだだろうなと思うわけです。したがいまして、我が国の状況を歴史的に振り返れば、これは大きな前進にやつぱりなつてゐるといふうに私は判断いたします。

の云々のところになる場合には、これはそれに対して是正する、あるいはそこを改善するために、国民、それから先生方が国民の代表としておいでになつていただいているので、私は先生方の監視の目に期待するところでございます。

○参考人(山下吉君) これは衆議院の委員会でも問題になつて、主務大臣がだれになるのかと。さつき、性悪説、性善説ということを岩本先生おっしゃいましたけれども、結局、主務大臣といふのが、だれがどういう形を取るのかというのが非常に見えてこないんですね。

私、今ちょっと確かめていたら、やっぱり主務大臣は一人じゃなくて二人になると、主務大臣が、じゃ、だれがやるのかということがやっぱりよく分かっていないんですね。ですから、ちょっと答えようがないんですけど、これは主務大臣に対しては、さつき私言いましたように、三十五条での「表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。」というふうに、廃案になつた旧法案に比べると非常に厳しい縛りがきているというふうに言われるんですけれども、やはり主務大臣の判断というものが、報道か否かを判断するのが主務大臣であつて、その主務大臣の権限が、これがだれもチェックできなければ、やはり主務大臣をチェックする人はいなくて、つまり主務大臣の恣意的なものでなるんじやないかということを私も思つております。

それで、主務大臣が恣意的なものになるといった場合には、主務大臣をチェックする何らかの形の機構を作るべきじゃないかと。あるいは、主務大臣がそういうように判断をしたときに、こういふ理由だから判断したんだという言わば立証責任の大蔵が、だれが主務大臣なんだ。一人なのか二人なのか三人なのか、こういうことも分かり

ません。だから、今の段階で私が言えることは、今のような一応ことを考えておりますけれども。今の議論をもつといろいろと拡大したいんですけれども、時間がありませんので、次にもう一点だけお聞きしたいんですが、いわゆる、今回、適用除外規定といいますか、報道からいわゆる政治団体までいろいろあるわけでございまして、これ、よくよく考えますと、一番口うるさい団体が口封じられたと。これ、さつき山先生言われたかと思ひますけれども、そんな感じがして、割とおとなしい感じがあるわけです。したがつて、私なんかも、国民大衆、一般の皆さんに聞いても余り反応がないと。だけれども、本当にこれでいいのかという疑問がちょっとあるんですね。

〔理事常田享詳君退席 委員長着席〕

だから、これが、要するにここに規定された人だけの問題で、それで解決するのか、それ以外に多くの一般人に影響があるのか。影響がないのか、あるいは、一つは、あつた場合には、これがどういう特典があるのか、あるいは、どういう拘束要件があるのか、この辺が、私、不勉強で非常に分からんんですね、一つは、あつた場合には、これが、お一言ずつでも、時間、あと五分ぐらいしかございませんので、今度は山参考人の方からひとつお願いいたします。

○参考人(山下吉君) 最高裁の判例の中に国民の知る権利というのがあります。国民の知る権利といふのは、要するに、メディアないしいろんな形での国民が知つておく、知るべき権利、国民は知らされて当然の権利だということなんですね。これに対して、初めて報道の定義がなされたことによつて、もし何らかのかせが国家によつて掛けられるようなことになれば非常に大きな問題だといふふうに私ども思つております。

だから、主務大臣も、これ、衆議院のときもちょっとと読んでおつたんですけども、やっぱり主務大臣が、だれが主務大臣なんだ。一人なのか二人なのか三人なのか、こういうことも分かり

とか腐敗とかというのはやはり隠し方が巧妙であります。だから、単純な取材じゃ浮かび上がつてこないですね。だから、そこのところの経験がくらいますと、やはり今度ののような法案ができますと、非常に国民の知る権利に到達するまでに、途中でいろんな障害が起つてくるなというふうなことが考えられますし、それがストップを掛けられることの怖さにつながつてくるというふうに考えます。

ですから、余り雑誌が、雑誌とか出版が万能だとも思いませんけれども、少なくともこの法律はプラスには働くかず、非常に大きなマイナスに働く可能性があるということだけは想定できます。

○参考人(大山永昭君) 先ほど社会的な信用を重んじる個人、組織には自主規制が有効だと申し上げました。言い方を換えると、社会的な信用を重んじない個人、組織には自主規制は全く役に立たない。それじゃ、どういう手があるのかと考えると、それは技術ではもうなくて、三つの中の残つた制度的な対応となります。

その観点から、今回の法律、法案が成立すれば、少なくとも社会的な信用を重んじない方たちに対しても一定の網を掛けることができるはず、その観点からは、先ほど前進だと申し上げました。

その意味で申し上げますと、これを作ることによって、やはり個人情報保護については両面ございますので、すなわち自分の情報、それから自分が預かっている情報と両方あると思います。その観点から、この二つが成り立つてることは私はやはり一步前進になつているだらうというふうに思います。

○参考人(堀部政男君) 先ほど来申し上げてまことに、一方でやっぱり個人情報を保護すると、私はどちらかでは、これは公益性、公共性、真実相当性というのを十分考えた上で取材をしておるし、記事にもしておるんですけども、やはり、不正

う点で、やはりこういう法律が必要であるというふうに思います。

一方で、そういうプライバシー、個人情報の保護と表現の自由の保障とのせめぎ合いがどうしても出てくる。これは、ずっとこれまでの議論の過程でこういうふうになりましたので、現段階で問題としては、特に、いったん廃案にして修正された法案では、かつて、最初の法案が出た段階で問題とされたようなところはかなりの部分改善されたのではないかと考えております。

○岩本莊太君 ありがとうございます。

あと一分ありますので、先ほど山参考人はむなしい感じがすると言われまして、もう法律が通るといふことでですね。我々といいますか、私自身もそういう感じが非常に強いんですけど、最近、Eメールでそういうことを書いたらしかられました。あなたの議論をしっかりとEメールマガジンでもいいから報道し、それがあなたの使命だということですから、それで、そういう人が世の中に一杯おりますので、ひとつまたあきらめずに、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上で終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。今日は、お忙しいところを本当にどうもありがとうございました。

適用除外の五十条が先ほどから問題になつております。

りりますし、参考人の方からも意見がありました。私も奇異に思うのは、報道だけ今回定義が入つて、宗教や政治、これはもちろん定義が難しいからですが、定義が入つておりません。この報道の定義が、ある労働組合の機関紙の最高裁の判決によって出されているもので、先ほど山参考人の方からもありましたように、定義もいいかどうかよく分かりません。政府に質問すると、なぜ客観的事実を事実としているかということが、よくやはり私自身も非常に分かりませんでした。

なぜ出版社を除くのかという質問を政府にしまして、その他の報道機関に入つて、それから出版社は役員録などを発行している場合があ

るので除外するというのが意見でした。しかし、調べると、新聞社もたくさんの人名録を出しているので、新聞社と出版社は量的な差はあるかもしれないけれども質的な差は全くないと。なぜ例示として出さないかということは、いまだもって私は分かりません。その点について、山参考人、いかがでしょうか。

○参考人(山下吉君) 全くおっしゃるとおりで、新聞の活動と出版の活動に、出版は多種多様な活動をしているので報道機関に明記するにはふさわしくないというのは、さっきおっしゃったような意味でもうすですし、放送機関もバラエティ番組作ったり歌番組、あれが報道ですかと聞きたいぐらいですよね。

要するに、放送機関というのは放送法で管理できる、新聞社は記者クラブがあつてツーカーでいるとか、よく分かりませんけれども、出版社の場合は全くひも付きでないわけです。そういう意味では、管理できる法律がないし、あるいは記者クラブもない、どこからどうやって攻めてくるか分からぬというところで、出版社と雑誌に対してもやはり何かこじつけて外したいという意図が、先ほどちょっとと言いましたけれども、何らかのやつぱり意図があるんじゃないかなと。そのための根拠として、さつき、人名録とかゼンリンの住所録とか、いろいろなことを言いますし、多種多様な活動ということを言われます。しかしそれは、新聞社にしても放送機関にしても同じように多種多様な活動をしておるではないかということを反論したんですけれども、そこから話は進みません。何度もやりましたけれども、明示の理由にはなっておりません。

だから、報道にかかる出版社、報道にかかる雑誌ということを入れればいいじゃないですかと何度も言ったんですね。何度も言つたんですね。何ないのはいいです、報道にかかる出版社という一言がどうして入れられないんだと。いや、どうしても入れられない、これで終わりでしたね。何度も言つたか分からない議論でした。

○福島瑞穂君 それから、先ほど山参考人がおっしゃったように、客観的事実を事実として知らせることということと、政府の答弁による、いや、これは人名録だけ外すのだということの間にはやはり法律解釈上乖離があると思います。もし本当に人名録だけを除くのであればいいんですが、本当に、もし裁判になつて、裁判官が立法の過程を知らなければ、客観的事実を事実として知らせるために拘泥すれば、その範囲はやはり法解釈としては狭くならざるを得ないだろうと。

そうすると、国会の答弁と、客観的に、法廷に出て、もし立法事実が知られなければ、判断される中身の間には乖離が生ずると、これは立法としてはまずいだろうと。常に立法事実はこうだったということを法廷で主張しなければいけないというものは立法としては欠陥であると思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(山下吉君) 私も欠陥だと思います。

それは附帯決議で書いてあるとか、議会のこうやって議事録には残っているとかといいまして、裁判の現場では、もしそういう主張をしたら、それはそれでその話で、私どもは法律の条文にのつとつて判断をしますということを裁判官はおっしゃると思いますし、私どもを訴える、訴えられる弁護士さんもそういうことを、いわゆる議事録だ、国会での議論だ、立法府での議論だと、いうことは持ち出されることはなく、法律の条文どおり解釈したら週刊誌は報道に入つていい

報道というのは私は非常に狭い概念であるといふうに当時考えまして、これは具体的な法律なども挙げてそれを言いましたが、メディア関係の方もヒアリングに出でこられますとやはり報道という言葉を使うということで、最終的に政府におきましてこの言葉は使われるようになりました。そうなりますと、その定義が必要ということにもなりますし、一方では、この法律として適用する範囲をどこかで線を引かなくちゃなりませんので、そのためにはやっぱり何らかの線引きが必要だということで、今、こういう結果になつたと理解しております。

議論の過程で考えますと、これは法解釈の問題として考えまして、ここで言う「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」ということで、修正された法案では著述業として行う個人も含むと、いうことになりましたので、最初の放送機関、新聞社、通信社というのはあくまで例示です。その数は、かなり大きいものからかなり少な

いものもあると。また、労働組合も機関紙を発行したり、いろんな人もいろんな新聞を発行していることということと、政府の答弁による、いや、これは人名録だけ外すのだということの間にはやはり法律解釈上乖離があると思います。もし本当に人名録だけを除くのであればいいんですが、本当に

可能性があるというのは立法としてもいかがなものがどうか。これは何か否定的な解釈もあらうのかどうか。これは何か否認的な解釈もあらうなんですが、そういうふうに、あるものは適用除外、しかしそれから外れると調査が入る可能性があるというのには立法としてもいかがなものかというふうに思います。この点について、

そうしますと、労働組合の機関紙が果たして報道になるのかどうか。これは何か否認的な解釈もあらうなんですが、そういうふうに、あるもの

は適用除外、しかしそれから外れると調査が入る可能性があるというのには立法としてもいかがなものがどうか。これは何か否認的な解釈もあらうか

あります。そうしますと、本人から情報開示をされた人間は、いや、自分はこれは報道なんだ、あるいは自分は弁護士だから、あなたには相手方だから情報を言う必要がありませんいや、私はこ

ういうのだから言う必要がありませんと一々反論をしなくちゃいけないと。

例えば、主務官庁から報告、主務官庁は報告を求めることができるというふうになつています。主務官庁があるフリーライターの人を呼び付けた。そうすると、自分はフリーライターで報道のために働いていると、あるいは取材を今現にやつていてというか、取材だということもなかなか言えないと、それがそれでその話で、私どもは法律の条文をやつてはいる中身について言えと言われて、いや、だれだれ政治家の疑惑を追及していますなん

て口が裂けても言えないわけで、主務官庁から要求をされたときに、自分が何者であつて、どういふことを今やつてはいるかということを言わざるを得ない。だけれども、取材の過程、あるいは仕事によっては、弁護士もそうですが、こういう事件をやつてはいるということが言えない場合もあるかもしれない、あるいはまだ調査中の本当に初めのときかもしれない。そのときに主務官庁から呼び出されることそのものが本人にとってすごい負担ではないかというふうに思うのですが、山参考人、いかがでしょうか。

○参考人(山下吉君) 私どもも、結局、記事が出てすぐ、例えば記事、週刊誌の記事が出て、ああ、これが、主務大臣がこれは個人情報保護法違反だからどうのこうのという形での介入なんとい

うのを理解いたします。ミニコムあるいはインターネットを配信したり、メールマガジンで、そういう報道機関と考え方のものであれば、ミニコムでもインターネットでも労働組合でもすべて入るというふうに私は理解いたします。この法律でやはり非常に危惧を感じるはいるインターネットを配信したり、業としてしているところもありま

うのは余り考えていないんですね。

今、福島委員がおっしゃったような意味でいいますと、結局、個人情報を報道目的で探っているということは察知された人が、それを、じゃ何でやっているんだということで迫られて開示を要求されるというようなことが十分考えられる。それが一番、予備取材、先行取材の段階で、これはひそかにやっている、極秘にやっている段階でチエックスが入ると、もうそこでストップが掛かる可能性が非常に強いなということがちょっと危惧されるところなんですね。一番大きく危惧されるところなんですね。

これ、この案の中に一つ、主務大臣は、三十五条の二項には、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項に掲げるいわゆる適用除外に対して個人情報を提供することに対しても、その権限を行使しない。つまり、個人情報をメディアに垂れ込む、垂れ込むというのはあれですけれども、メディアに訴えたりするような行為についても、権限は主務大臣は行使しないと言っていますけれども、先ほどおっしゃったような二十五条というのがやはり一番そういう意味では、事前検閲、事前チェック、事前開示の要求をメディアに対し、特に雑誌メディアに対してなされる可能性が強いというので、やっぱり十分この危惧をされるところだと思っております。

○福島瑞穂君 それから、いろんな人、子供も含

めて、個人情報取扱事業者になり得ると。その人

は、例えば個人情報を入手したら、本人に必ず速

やかに利用目的を通知し、公表しなければならな

いと十八条にありますが、これは全く非現実的で

はないかと思う場面が多いんではないか。

つまり、十代の人人がインターネット上いろいろ

売り買いをしていて、たくさんの情報をもらう。

一々、楽しくやりましようみたいなのでわあっと

やっていて、じゃ利用目的を本人に通知し、公表

するなんということを実際やるのかというと、や

らない、ほとんど的人はやらないんじゃないかな。

そこで、主務官庁からどこかクレームが付いて呼

び出されたりすると、じゃ、もうインターネット

使うのやめようとか、このサークルをやめようといふうに、一般の人にとってはすごくまたチリ

ングエフェクトが出るというふうに思うのです

が、堀部参考人、いかがでしょうか。

○参考人(堀部政男君) これは、この法律をどういうものとして理解するかということにもかかるべきだと思つてます。私は、むしろ自己情報コン

トロール権からすれば、やっぱり本人は相手方に

対してそれなりの要求をすることができるというふうに考へるべきだと思います。

しかし、その場合に様々な障害、特に表現の自由との関係が出てきますので、そこの調整を図つたわけでありますから、むしろこの法律を解釈す

るに当たっては、先ほどおっしゃいました主務大臣について言えば、三十五条で権限の行使が制限され

ておりますし、五十条で明確に適用除外がされておりますので、そういう観点から解釈をしていくべきである。そうでない解釈を仮に主務大臣がする

としますと、それはむしろ法律違反であると、こ

ういうふうに考へます。

○福島瑞穂君 こういう感覚的な言い方をすると怒られるかもしれないが、この法律はうつかり

すると駐車違反か公選法違反みたいなっちゃうんじゃないかと思うときもあって、つまり、公選

法は多くの人がうつかりすると、特に法律を知ら

ないとうつかりすると引っ掛けてしまうかもし

れない。しかし、本当に捕まつたりするのは巨額

の買収をしたりしている人ではなくて、うつかり

ながら利用目的を通知し、公表しなければなら

ないとい十八条にあります。これは全く非現実的で

はないかと思う場面が多いんではないか。

つまり、十代の人人がインターネット上いろいろ

売り買いをしていて、たくさんの情報をもらう。

もう一つ、民間の場合と行政の場合でいいますと、民間の場合は主務官庁が見張るという

か、調査をしたり、聞かないと罰則の規定がある

わけですね。

ところで、じゃ行政の方はどうかといいます

と、利用及び提供の制限とかあります。行政機関がじゃまずかた場合にはどうなるか。その場合には裁判ということはもちろんあり得るわけで

されども、民間は主務官庁が見張っている、じゃ行政の場合はだれが見張るのか、行政内部の

様々な情報の流通に関する裁判。これについては裁判とか限られたものしかないので、行政のチエックに関してはやはり第三者機関なり何かないと困

るのではないか。この点について、堀部参考人、いかがでしょうか。

○参考人(堀部政男君) たわけでありますから、むしろこの法律を解釈するに当たっては、先ほどおっしゃいました主務大臣について言えば、三十五条で権限の行使が制限され

ておりますし、五十条で明確に適用除外がされておりますので、そういう観点から解釈をしていくべきである。そうでない解釈を仮に主務大臣がする

としますと、それはむしろ法律違反であると、こういうふうに考へます。

○福島瑞穂君 こういう感覚的な言い方をするときも、そもそも車違法違反みたいなっちゃう

としますと、それはむしろ法律違反であると、こういうふうに考へます。

○参考人(堀部政男君) たわけでありますから、むしろこの法律を解釈するに当たっては、先ほどおっしゃいました主務大臣について言えば、三十五条で権限の行使が制限され

ておりますし、五十条で明確に適用除外がされておりますので、そういう観点から解釈をしていくべきである。そうでない解釈を仮に主務大臣がする

としますと、それはむしろ法律違反であると、こういうふうに考へます。

○参考人(堀部政男君) たわけでありますから、むしろこの法律を解釈するに当たっては、先ほどおっしゃいました主務大臣について言えば、三十五条で権限の行使が制限され

ておりますし、五十条で明確に適用除外がされておりますので、そういう観点から解釈をしていくべきである。そうでない解釈を仮に主務大臣がする

としますと、それはむしろ法律違反であると、こういうふうに考へます。

○福島瑞穂君 こういう感覚的な言い方をするときも、そもそも車違法違反みたいなっちゃう

としますと、それはむしろ法律違反であると、こういうふうに考へます。

○福島瑞穂君 どうぞ、日本との関係でも出てくるかも知れませんが、この法律はうつかり

辺りは日本との関係でも出てくるかも知れません。

しかし、日本は日本の独自の文化の中で、しか

め今まで総体的には非常に個人情報保護の意識が

低かった国ですから、そこを何らかの形でレベル

アップするというのが私が最初に基本法というこ

とで提示したところでありまして、そのためには、この法律の中でも通知、公表というような非常に緩やかなものになつてているというところをまず申し上げておきたいと思います。

それから、行政の監視につきましては、これは将来的には、先ほどこれ申し上げたことですが、

独立した第三者機関が設けられるることを私は期待

しています。現段階では様々な議論の、現実的な

議論の中で制度設計をしてきてますので、この

段階で理想的なものを研究者としては述べたい

ですが、しかしそれを政府の政策として、ここでこうするべきだというところまで現実の中ではなかなか提起できないというジレンマの中で来てお

ります。ですから、将来的には私はむしろ独立した監視機関を公民にわたって設けるべきであると思つております。

○福島瑞穂君 力強いお言葉、ありがとうございます。

今日、特に山参考人の方から、メディアに対する

やはりチーリングエフェクトや、いろいろ生ずるんじやないかという指摘もありました。午前中の参考人からもいろんな意見がありました。

死者の個人情報や管轄の問題、今、第三者機関の問題、本当にこれでいいのかと、もしも法律が成立した後に早期の、もう一回実態と照らし合わせての見直しが必要だと考へますが、堀部参考人、最後にいかがですか。

○参考人(堀部政男君) 福島先生言われるとおりあります。しかもI-Tとの関係でどんどん一方は進歩しております。しかも、個人情報の取扱いについてもそれに応じて様々な形態のものが出てきますので、これは現段階では、これでもし成

立すればそれを、しかもこれも二年後ですので、二年後に施行をしてどうなのか、やはりできるだけ早い時期に見直しをしていく。

当然のことながら、それぞれの状況、時代に応じて法律というのは見直していくべきなんですが、どうも日本はそういう発想には欠けていると

ころがありますので、是非これは国会の方でも法律の見直し、また改正ということには果敢に取り組んでいただきたい、そのように期待したい

と思っています。それで、私はむしろ独立した監視機関を公民にわたって設けるべきであると思つて

いるところであります。

○福島瑞穂君 今日はどうもありがとうございました。

終わります。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で参考人の方々に対

する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。

本日は、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

平成十五年五月二十日

【参議院】

平成十五年五月二十七日印刷

平成十五年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B